

第 4 次 芦 屋 市 環 境 計 画

資 料 編

(原案)

1	計画の基本的事項	1
2	芦屋市の概況	5
3	市民意識の把握結果（アンケート調査）	22
4	環境を取り巻く現状と課題	32
5	基本となる環境の姿	38
6	市民・事業者・市（行政）の役割	39
7	計画の推進	43
8	用語解説	45

令和 7（2025）年 3 月

芦屋市

I 計画の基本的事項

(1) 計画改定の背景と目的

これまで私たちは、健康的な生活を脅かした高度経済成長期の公害問題、緑豊かなまちなみといった景観に代表される快適さ（アメニティ）の追求など、様々な環境課題の解決に向けて取組を進めてきました。現在私たちが直面する環境課題はかつてのものとは性格が異なり、生物多様性、地球温暖化、資源循環など、私たち一人ひとりが環境に負荷を与え、かつ影響を被るという複雑な因果関係にあるとともに、対象も地域環境から地球規模へと広がっています。

一方で、本市に目を向けると、次の2つのつながりが環境の基盤を構成しており、緑豊かで美しい環境を未来に受け継ぐため、これまでと変わらず大切に考えていく必要があります。

I 山～川～まち～海 （自然とまちのつながり）

- 六甲山を頂点に山地部（北部地域）から大阪湾に至る南北に細長い高低差のある地形は、芦屋らしさを醸し出しており、本市の魅力の源泉となる最大の特徴といえます。
- 山麓部（山手地域）、芦屋川の扇状地等からなる平坦部（中央地域）、臨海部（芦屋浜地域及び南芦屋浜地域）には、市街地がコンパクトに形成されています。
- 芦屋川と宮川の水系軸は山や海の自然とまちを南北に繋いでおり、水と緑が一体となった優れた眺望が得られる河川沿いは、市民が自然を身近に感じられる空間となっています。



II 学びと共創 （人と人とのつながり）

- 「第3次芦屋市環境計画（以下、「前計画」という。）」では、基本目標の達成へ向けた取組に共通する方向性として、「さまざまな環境について学ぶ」、「目指すべき環境を共に創る」の2つを掲げて取り組んできました。
- 目指すまちの環境を実現するためには、市民・事業者や団体・行政が共に学び、共に創り上げていく仕組みが必要不可欠であることから、「第4次芦屋市環境計画（以下、「本計画」という。）」においても、前計画に引き続いて人と人とのつながりを大切に、「学びと共創」に取り組んでいく必要があります。

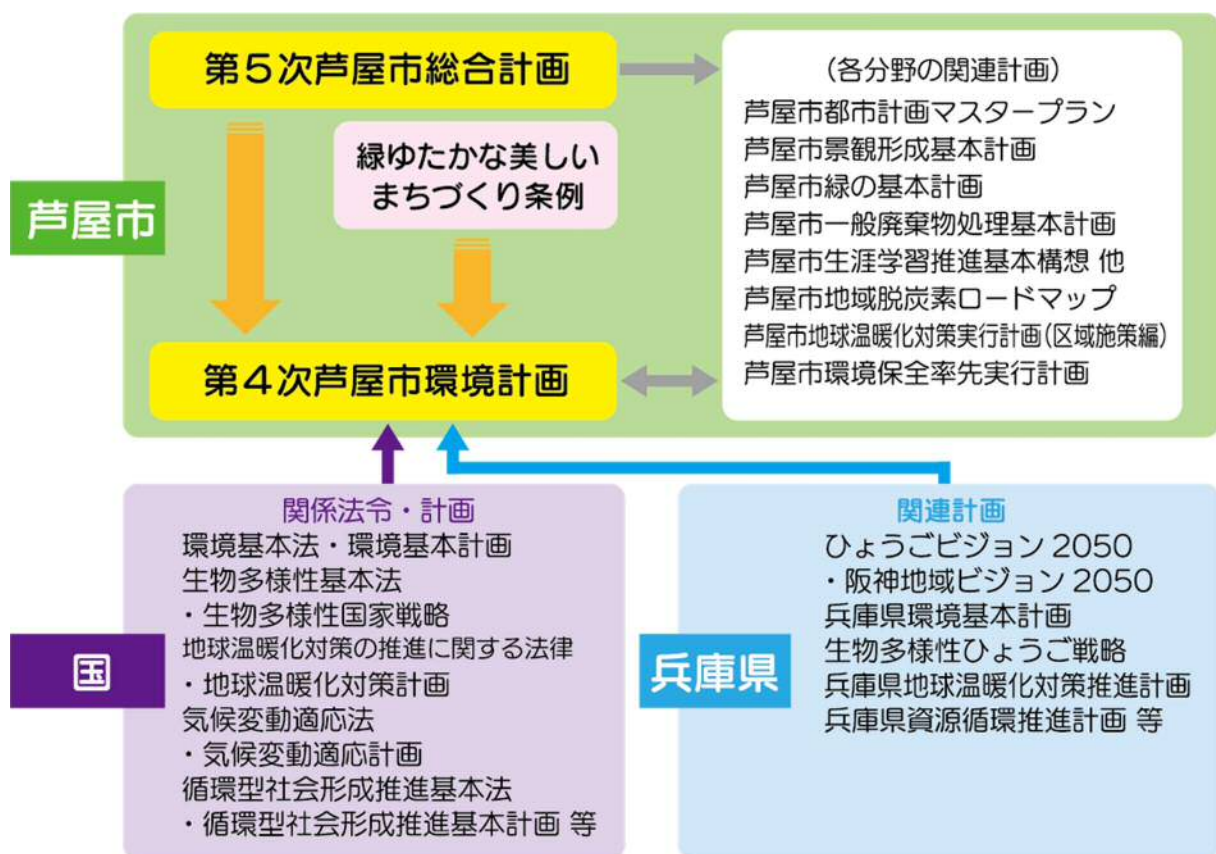


このような中、「第3次芦屋市環境計画（以下、前計画と言う。）」が目標年度である令和6（2024）年度を迎えたことから、本市の環境における現状や、変化する社会的背景や国・県の動向を踏まえ、前計画の目指す環境の姿「人と環境とのすこやかな関わりを誇れる都市・あしや」を継承しながら、新たに「次の世代が住み続けたいと感じるまち「あしや」の実現」を目標とし、「第4次芦屋市環境計画（以下、「本計画」と言う。）」を策定します。

（2）計画の位置付け

本計画は、「緑ゆたかな美しいまちづくり条例」第7条の規定に基づき、本市における環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画として位置付けられます。

また、国・県の関連法令や計画などに加えて、本市における上位計画である第5次芦屋市総合計画や関連する諸計画との整合を図ります。



本計画の位置付け

(3) 対象範囲

本計画では、取組分野を「自然共生」、「脱炭素」、「資源循環」とし、これら3つの分野を横断する取組として「学びと共創」を位置付けます。

また、上記の取組を通じて、本市の基本となる環境の姿である「健康・快適」、「景観・美化」を継続、維持していくこととします。

取組分野	具体的な内容
自然共生	・人と自然とのふれあいの場が充実し、身近に自然を感じることができる環境の実現
脱炭素	・カーボンニュートラルの実現 (主として温室効果ガスの排出削減に向けた気候変動 <u>緩和策</u> の充実)
資源循環	・資源循環、水循環、グリーン購入等の実現
上記すべての分野に横断	
学びと共創	・上記の分野に関する知識の習得及び実践の充実 ・市民、事業者、市が上記分野の達成すべき姿を共創して推進する仕組みの充実
基本となる環境の姿	
健康・快適 景観・美化	・健康で快適な生活環境の継続 ・美しいまちなみの維持

(4) 対象地域

本計画の対象地域は、「芦屋市全域」としますが、環境の影響については、広く周辺環境まで視野に入れるものとします。

なお、広域的に連携を図っていくべき問題については、近隣自治体などと協力して対処します。

(5) 計画の期間

本計画の対象期間は、前計画の目標年度の翌年度である令和7（2025）年度を初年度とし、令和16（2034）年度までの10年間とします。



《前計画からの主な変更点》

(1) 対象範囲の見直し

前計画では、対象範囲を下表の4つの区分としていました。

本計画では、昨今の社会情勢やこれまでの環境施策の取組状況を踏まえて対象範囲を見直し、前ページに示した3つの取組分野、分野横断的な取組（「学びと共創」）、それらの基本となる環境の姿（「健康・快適」及び「景観・美化」）としました。

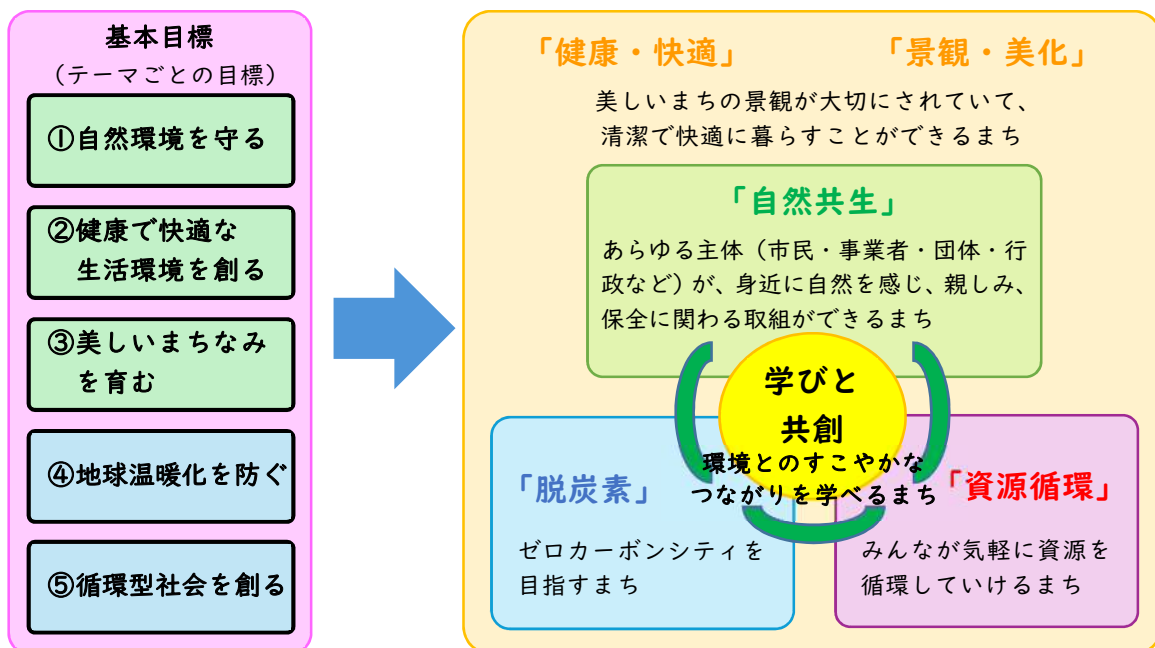
前計画の対象範囲の区分と具体的な内容

区 分	具体的な内容
自然環境	生物多様性、地形・地質、大気・水、人と自然とのふれあい 等
都市環境	都市景観、緑、水辺、歴史的・文化的資源 等
生活環境	大気質（悪臭を含む）、騒音・振動、水質、土壤汚染、地盤沈下、有害化学物質 等
地球環境	エネルギー問題、地球温暖化、オゾン層破壊、循環型社会の形成、水循環 等

(2) 計画体系の見直し

前計画では、施策の方向を基本目標ごとに定め、関連する施策を並列（縦割り）に体系化していました。

これに対して本計画では、計画体系をマトリックス図に変更することにより、それぞれの取組分野が深く相互に関係し、影響し合って環境が成り立っていることを表現しました。



前計画の計画体系（左）と本計画の計画体系（右）

2 芦屋市の概況

(1) 市の概要

①位置・地勢

- 本市は、阪神間のほぼ中央に位置し、東は西宮市、西は神戸市に隣接しています。
- 市域は東西約 2.5km、南北約 9.6km と南北方向に細長く、面積は県全体の約 0.2% にあたる約 18.57 km²です。
- 地形的には、緑豊かな六甲山系の山々が連なる北部地域から、その山麓を形成する山手地域、扇状地等からなる中央地域を経て、南に大阪湾を臨む埋立地の芦屋浜地域及び南芦屋浜地域に至る高低差のある構造となっています。
- 市街地は山手地域から南芦屋浜地域の標高が概ね 100m 以下となる平坦部に広がっており、市街地を南北に貫く形で芦屋川と宮川が大阪湾へ注いでいます。
- 北部地域の山地部はロックガーデンなどの独特の自然景観をつくりだしており、その大半は瀬戸内海国立公園六甲地域に指定され、憩いと安らぎの場として広く親しまれています。



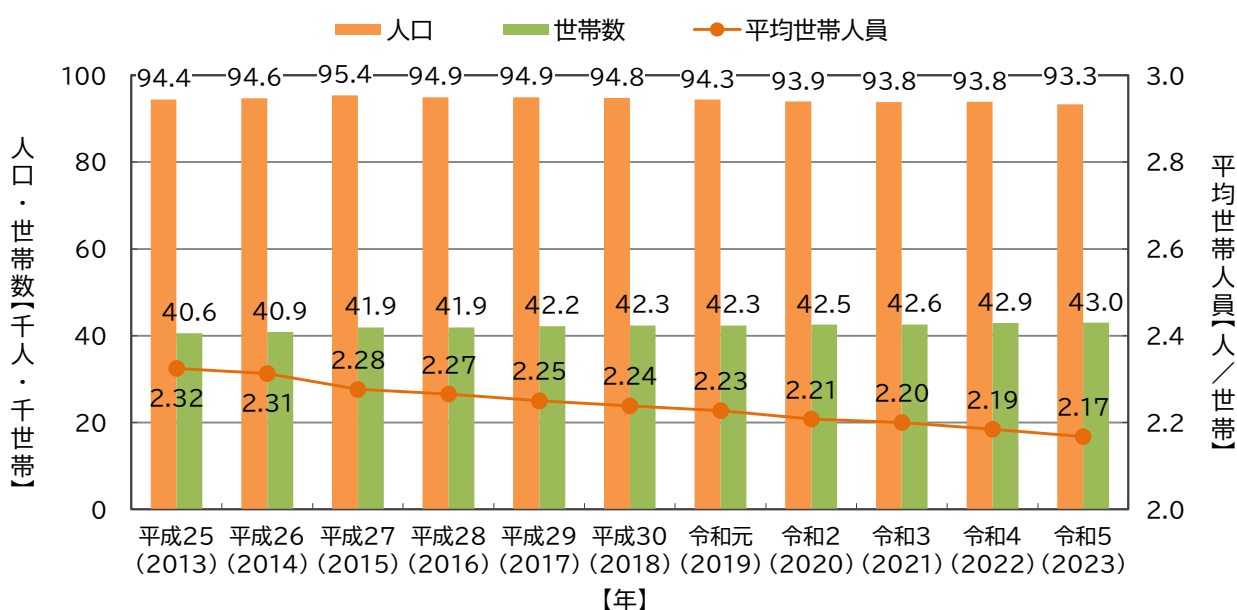
芦屋市の位置
(出典：芦屋市 Web サイト)



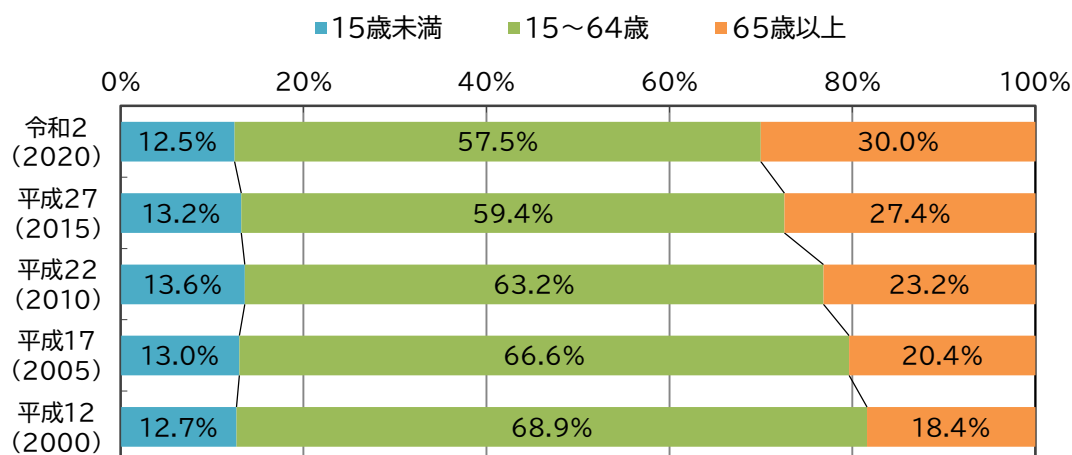
芦屋市の地形断面イメージ（南北方向）
(出典：芦屋市都市計画マスタープラン)

②人口・世帯数

- 人口は概ね横ばい、世帯数は微増傾向で推移しており、令和5（2023）年（10月1日現在）には、それぞれ93,271人（平成25〔2013〕年比1.2%減少）、43,017世帯（同5.9%増加）となっています。
- 令和5（2023）年の平均世帯人員は2.17人で、核家族化の進行等の影響で世帯規模は年々縮小しています。
- 国勢調査によれば、令和2（2020）年度において、総人口に対する年少人口（15歳未満）の割合は12.5%、老年人口（65歳以上）の割合は30.0%となっており、20年前と比べて年少人口の割合に大きな変化は見られませんが、老年人口の割合は増加しています。



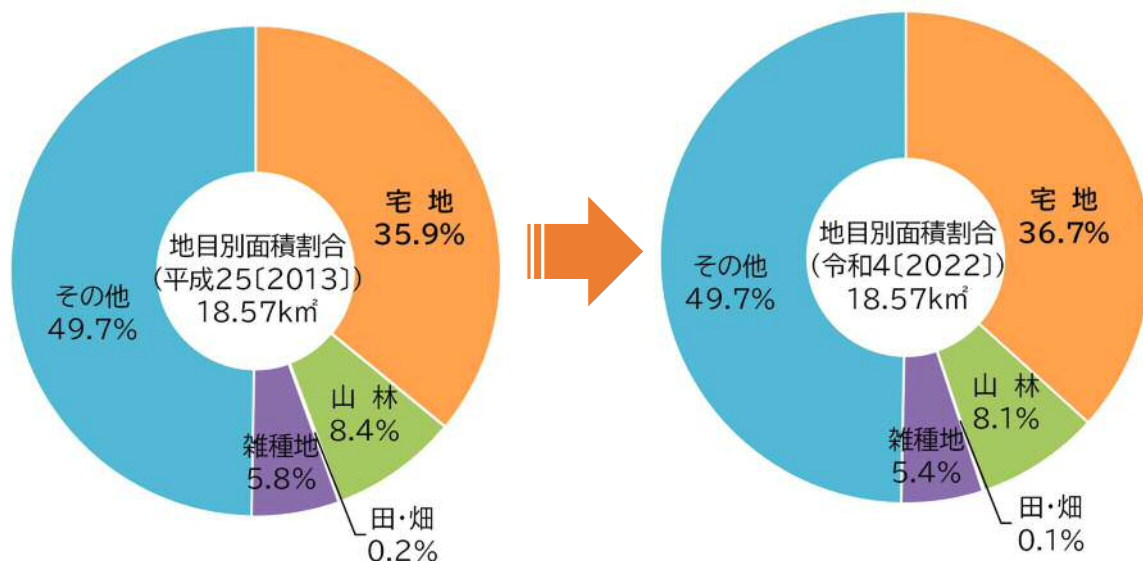
人口・世帯数の推移
（資料：芦屋市統計書及び芦屋市 Web サイト、各年10月1日現在）



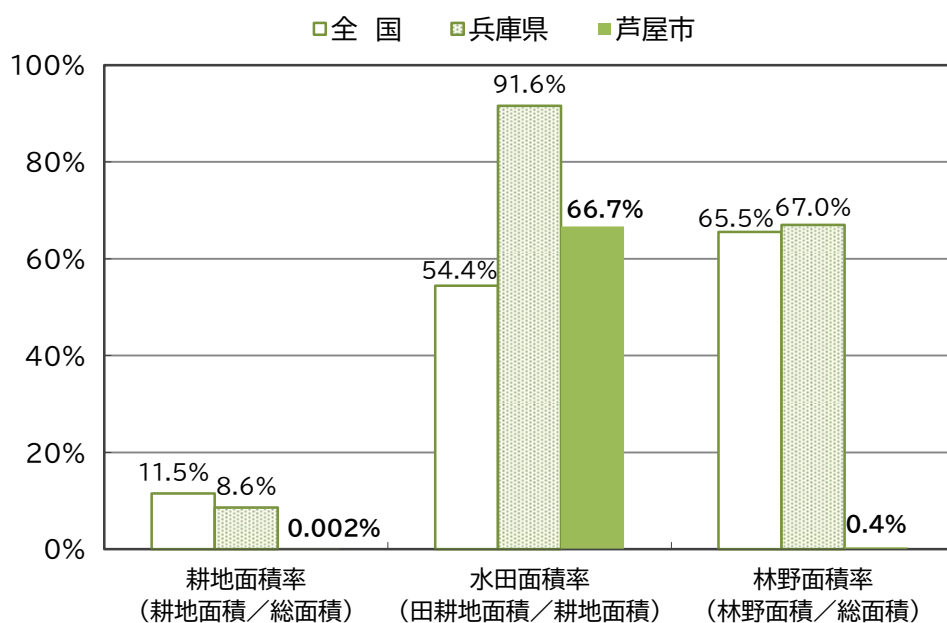
年齢階層別人口割合の変化
（資料：国勢調査）

③土地利用

- 土地利用を地目別にみると、宅地が36.7%を占めており、住宅都市としての一面がうかがえます。
- 平成25（2013）年と令和4（2022）年の土地利用の内訳を比較すると、宅地が微増している分、その他の地目が少しずつ減少しています。
- 耕地面積率及び林野面積率はいずれも1%未満で、国や県全体に比べて極端に低く、水田面積率からは水田が耕地の3分の2を占めていることがわかります。



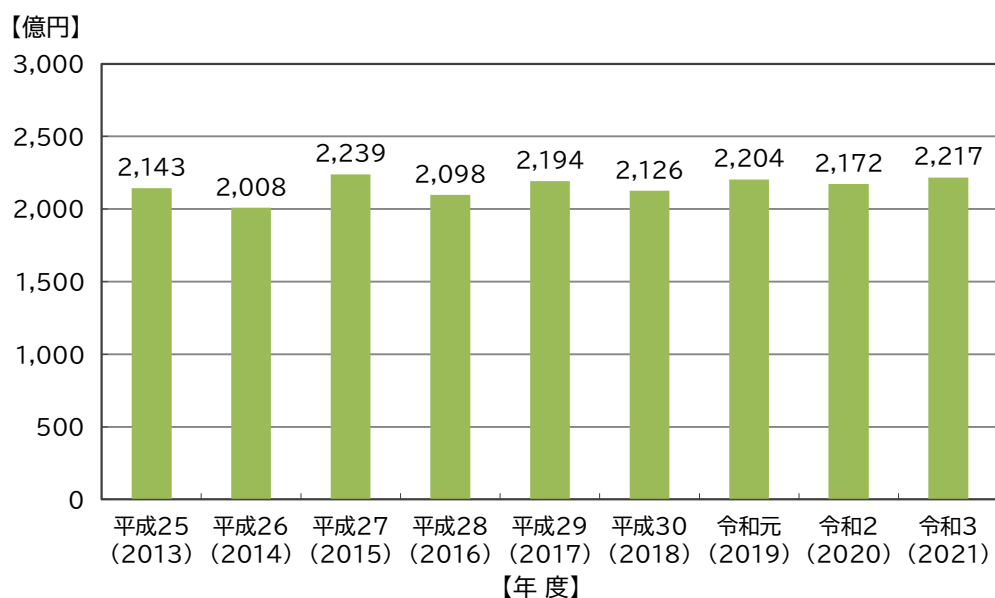
土地利用内訳の変化（平成25〔2013〕年⇒令和4〔2022〕年）
（資料：兵庫県統計書 各年度1月1日現在）



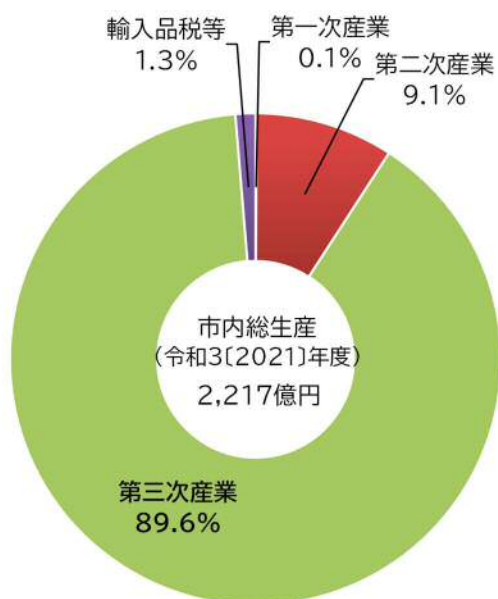
土地利用に係る主要指標の国・兵庫県との比較（令和2〔2020〕年）
（資料：農林水産省Webサイト）

④経 済

- 平成 25（2013）年度以降、本市の市内総生産は増減を繰り返しながら、全体的には微増傾向で推移しており、令和 3（2021）年度には約 2,217 億円に上っています。
- 市民一人当たりの総生産額は約 237 万円／人（令和 3〔2021〕年度）となり、県全体（約 414 万円／人）や阪神南地域（約 346 万円／人）に比べ、6～7 割程度の規模に留まっています。
- 令和 3（2021）年度における産業別の内訳では、小売業やサービス業などの第三次産業が全体の 90%近くを占めており、最も多くなっています。



市内総生産の推移
(資料：令和 3 年度市町民経済計算〔兵庫県統計課〕)

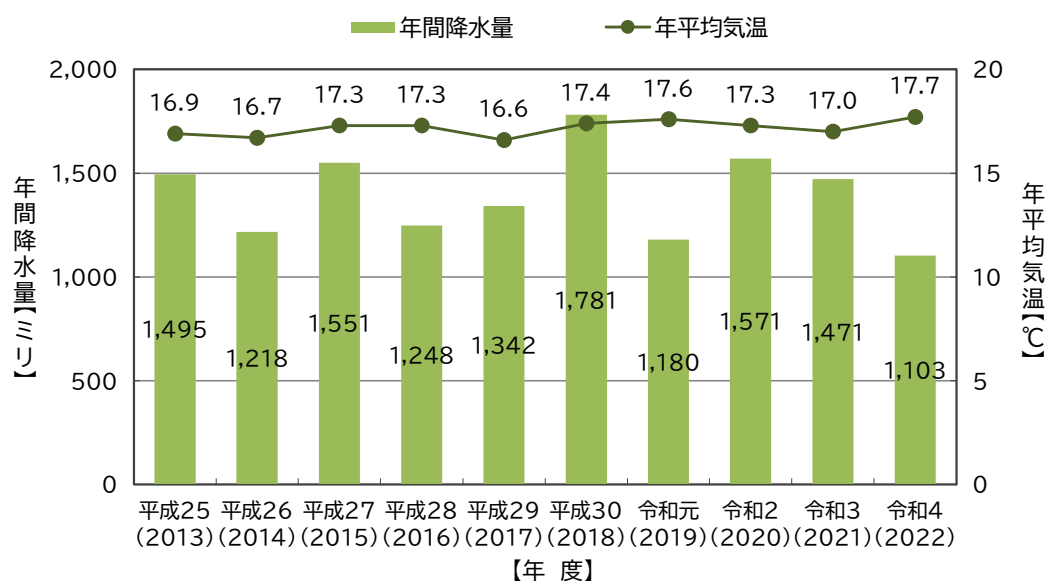


市内総生産の産業別内訳
(資料：令和 3 年度市町民経済計算〔兵庫県統計課〕)

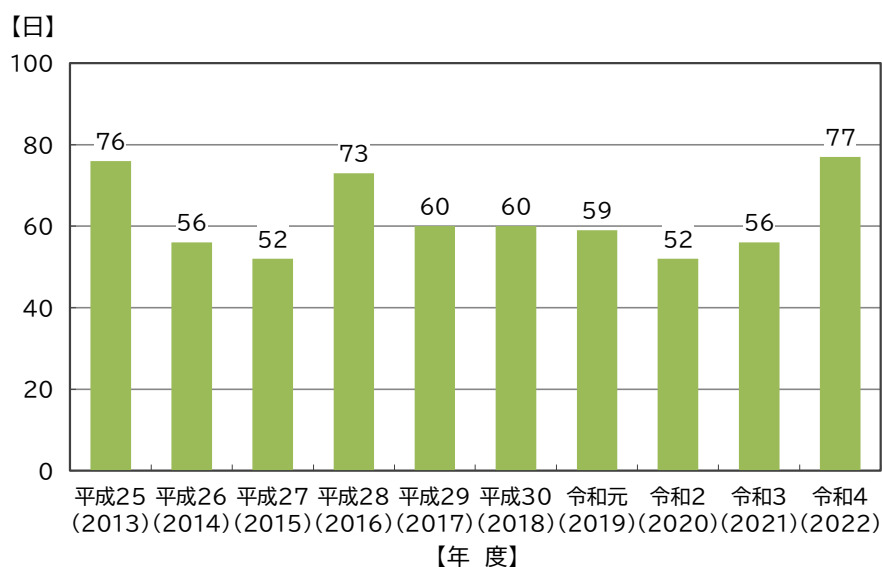
(2) 気 象

①気温・降水量

- 年間を通して温暖で比較的降水量も少なく、晴天の日が多い瀬戸内海気候に属しています。
- 近年の年平均気温は 17℃ 前後、年間降水量は概ね 1,100～1,800 ミリで推移しています。
- 真夏日（最高気温が 30℃ を超える日）を観測した日数は年間 50 日を超える年が続いており、近年では令和 4（2022）年度が年間 77 日で最多を記録しています。



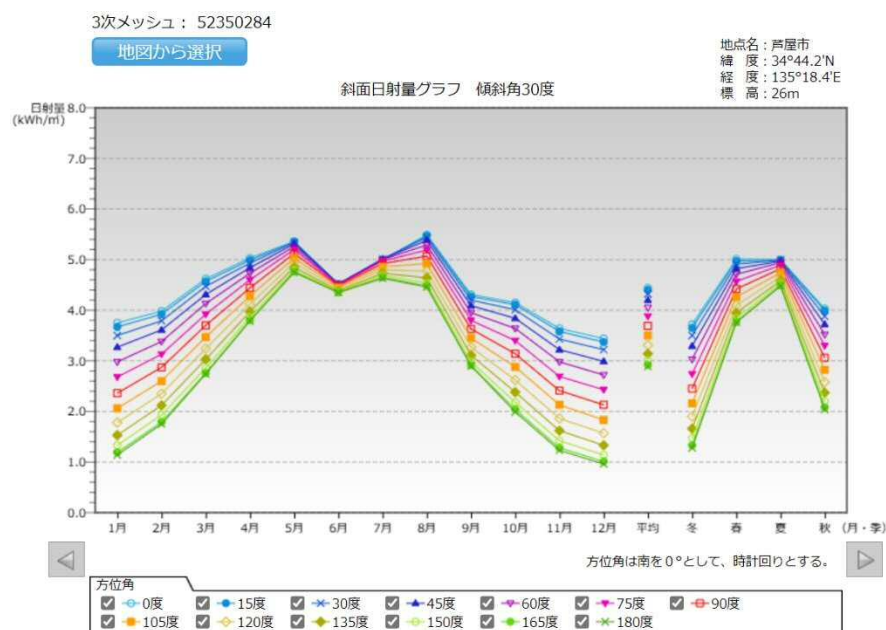
年平均気温及び年間降水量の経年推移
(資料：芦屋市統計書〔消防本部屋上観測データ〕)



真夏日観測日数の経年推移
(資料：芦屋市統計書〔消防本部屋上観測データ〕)

②日射量

- 本市周辺の水平面日射量の年平均値は $3.90\text{kWh}/\text{m}^2 \cdot \text{日}$ であり、最適傾斜角 (34°) ではその約 1.14 倍 ($4.45\text{kWh}/\text{m}^2 \cdot \text{日}$) の日射量が得られると予測されています。

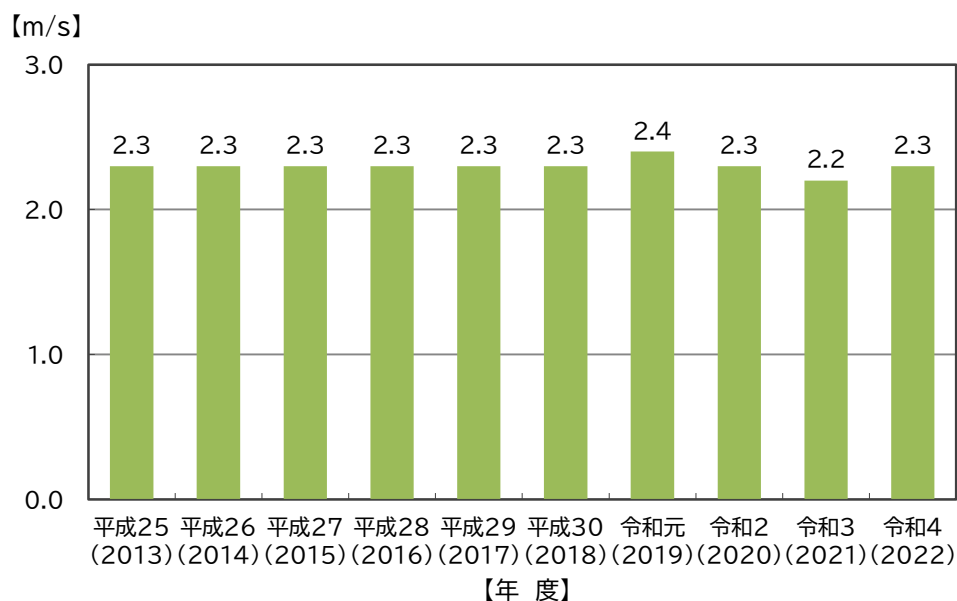


月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均
平均日射量	2.50	3.02	3.93	4.74	5.44	4.76	5.17	5.33	3.86	3.27	2.54	2.23	3.90

芦屋市における年間日射量 (JR 芦屋駅付近)
(資料: NEDO 日射量データベース閲覧システム [MONSOLA-20])

③風況

- 本市周辺では、山から海へ吹き降ろす北東寄りの風が卓越しており、常に 2 m/s 以上の風を体感できる風況にあります。

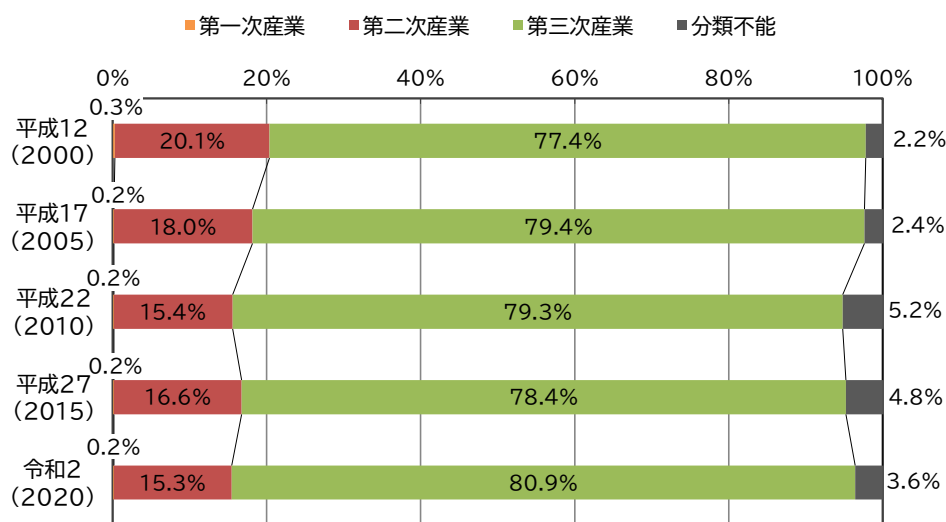
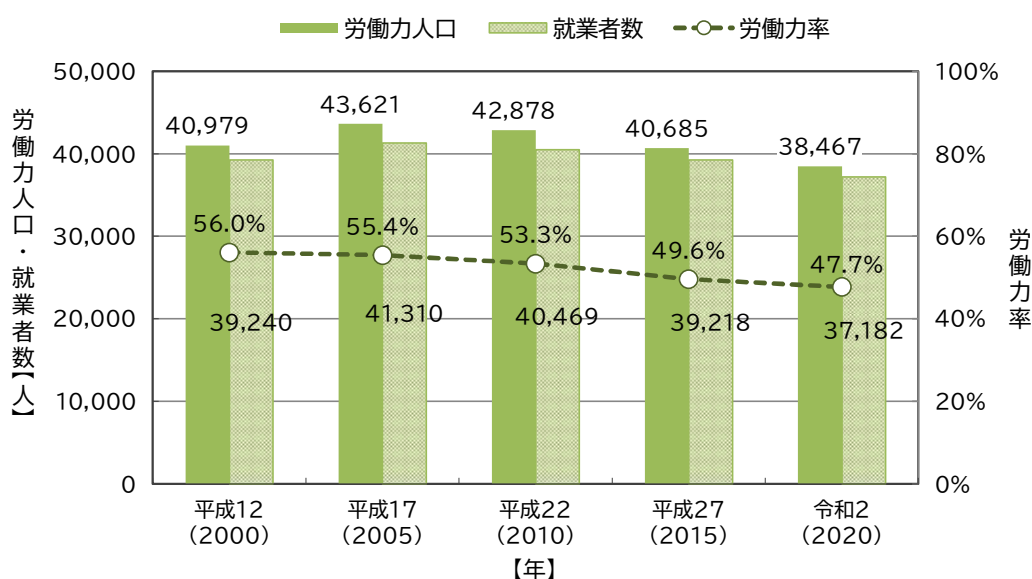


年間平均風速の経年推移
(資料: 芦屋市統計書 [消防本部屋上観測データ])

(3) 産 業

①労働力

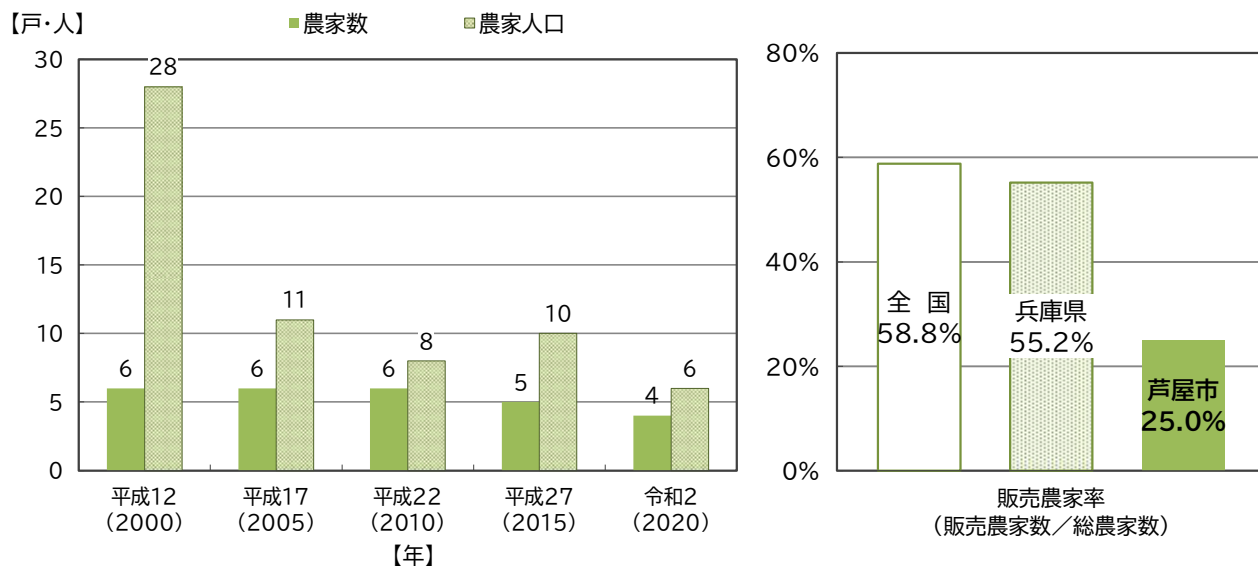
- 就業者数は、老年人口割合の増加に伴って平成17(2005)年以降は減少傾向が見られ、令和2(2020)年は37,182人となっています。
- 労働力人口は38,467人(令和2〔2020〕年)で、20年前(平成12〔2000〕年)と比べて2,512人減少(▲6.1%)しており、労働力人口に占める就業者数の割合(＝労働力率)は8.3ポイント下がって47.7%となっています。
- 就業者数の構成を産業別に見ると、第一次産業が0.3%、第二次産業が20.1%、第三次産業が77.4%(令和2〔2020〕年)で、就業者数自体はいずれも減少している中で、全体に占める第二次産業の割合が相対的に増えています。



産業別就業者割合の経年変化
(資料：国勢調査、各年10月1日)

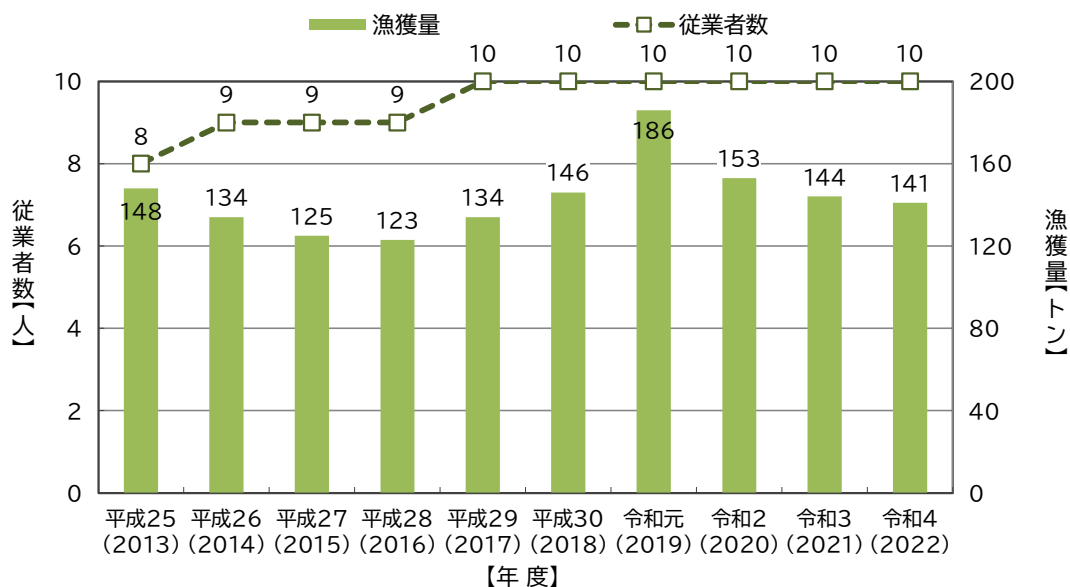
②農 業

- 本市は農地が少なく、令和 2（2020）年の農家数、農家人口はそれぞれ 4 戸、6 人です。
- 販売農家は 1 戸（令和 2〔2020〕年）のみで、総農家数に占める割合は全国や兵庫県の半分未満となっています。



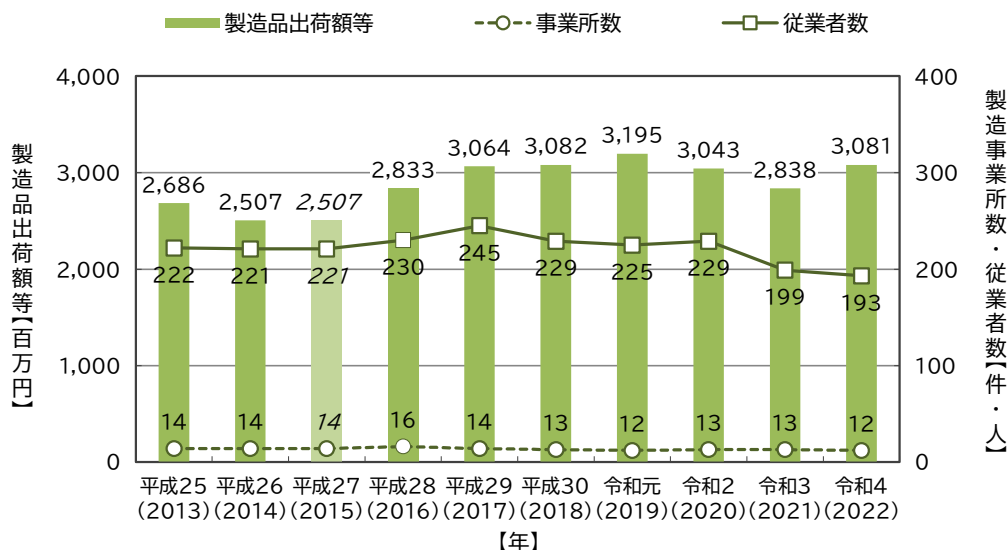
③漁 業

- 年間漁獲量は、概ね 120～190 トン、従業者数は 10 人程度でほぼ横ばいに推移しています。



④ 工 業

- 製造事業所数は概ね横ばいに推移しており、令和4（2022）年には12件となっています。
- 従業員数は平成29（2017）年の245人をピークとして、令和4（2022）年には193人にまで減少しています。
- 製造品出荷額等は、平成29（2017）年以降概ね31億円弱でほぼ横ばいに推移しており、令和4（2022）年には30億8,100万円となっています。



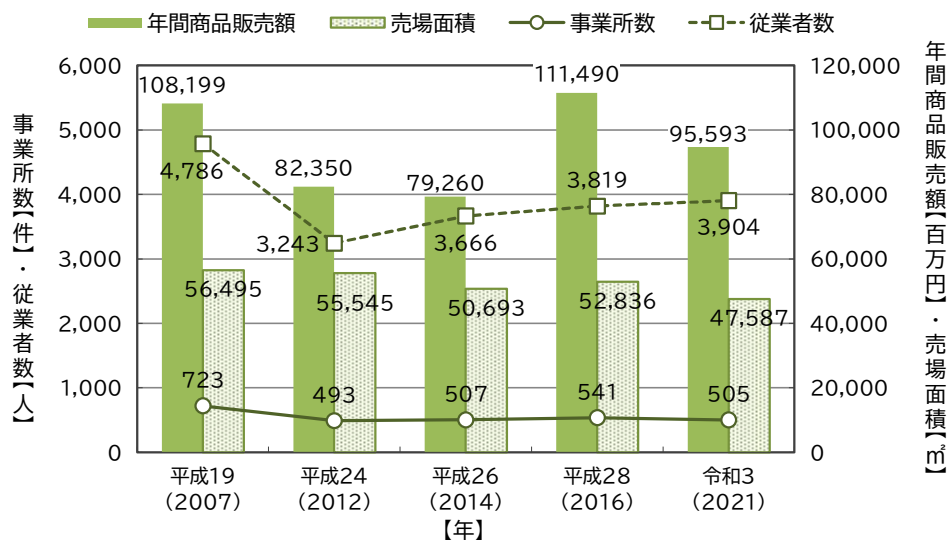
※平成27(2015)年(斜字体)は工業統計調査が実施されなかったため、便宜上前年値で代用

製造事業所数・従業員数・製造品出荷額等の経年推移

（資料：芦屋市統計書、〔経済センサス活動調査、工業統計調査〕）

⑤ 商 業

- 卸売・小売業の事業所数は500件余り、従業員数は3,900人余りとなっています。
- 年間商品販売額は概ね1,000億円前後で推移しています。

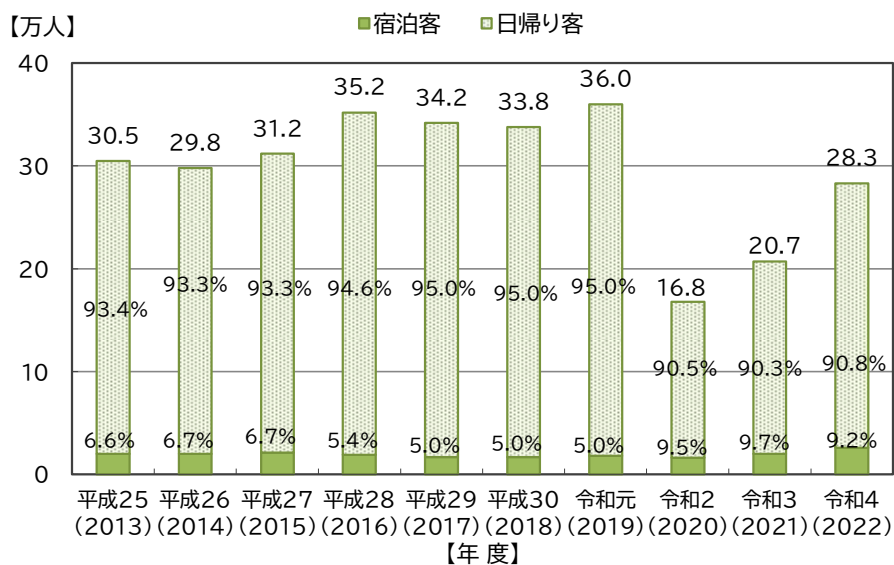


卸売・小売業の事業所数・従業員数・年間商品販売額及び小売業の売場面積の経年推移

（資料：芦屋市統計書〔経済センサス活動調査、同基礎調査、商業統計調査〕）

⑥観 光

- 谷崎潤一郎記念館をはじめとする多数の文化資源や、芦屋川・宮川、芦屋浜などの水辺を有しているほか、六甲山麓の自然散策、緑豊かなまちなみを生かした芦屋オープンガーデンなどを通じて、市民はもとより来訪者に親しまれています。
- 本市を訪れる観光客の90%以上は日帰り客で、年間30～40万人で推移してきました。
- 令和2（2020）年度以降は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、観光客数が20万人前後まで減少したものの、徐々に回復の兆しが見られます。



観光入込客数の推移

（資料：兵庫県観光客動態調査報告書〔出典は芦屋市統計要覧〕）



潮芦屋ビーチ

（出典：芦屋観光協会 Web サイト）



芦屋市谷崎潤一郎記念館

（出典：芦屋観光協会 Web サイト）



芦屋オープンガーデン



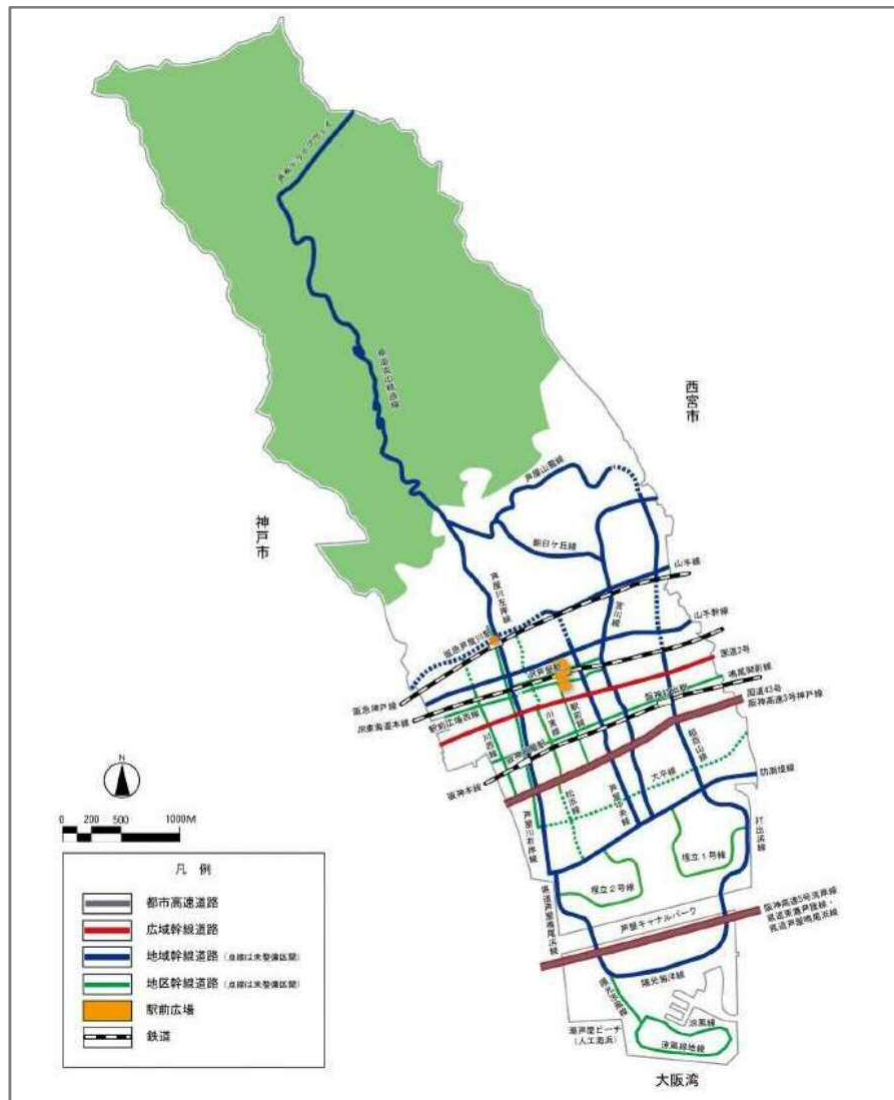
芦屋川の桜

（出典：芦屋観光協会 Web サイト）

(4) 社会環境

①交 通

- 市域を東西に横断する国道2号及び国道43号、阪神高速3号神戸線及び同5号湾岸線が、阪神間を結ぶ広域幹線道路として重要な機能を果たしています。
- 都市計画道路では、芦屋中央線が市街地の中央を南北に貫き、芦屋山麓線、稻荷山線、打出浜線、芦屋川左岸線などが主要幹線道路として市街地の外郭を構成しており、市内の拠点間の交通機能を担っています。
- 鉄道路線にはJR東海道本線（神戸線）、阪急神戸線、阪神本線の3つがいずれも東西方向に通っており、市民の日常生活に欠かせない足となっています。
- 路線バスは、主に南北方向のルートで運行されており、各鉄道駅への移動を担っています。公共交通利用圏域（駅やバス停の徒歩圏）は市内の大部分を網羅していますが、一部に空白地域が見られます。

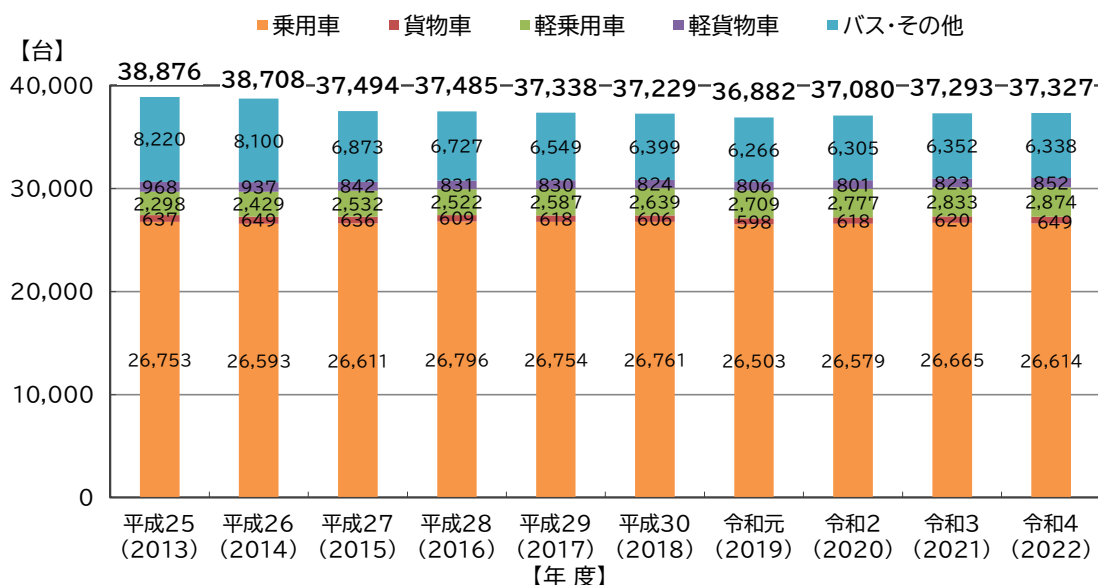


芦屋市の交通体系
(出典：芦屋市都市計画マスタープラン)

②自動車登録台数

●自動車登録台数は概ね横ばいに推移しており、令和4（2022）年度末現在で37,327台の登録があり、そのうちの8割弱を乗用車及び軽乗用車が占めています。

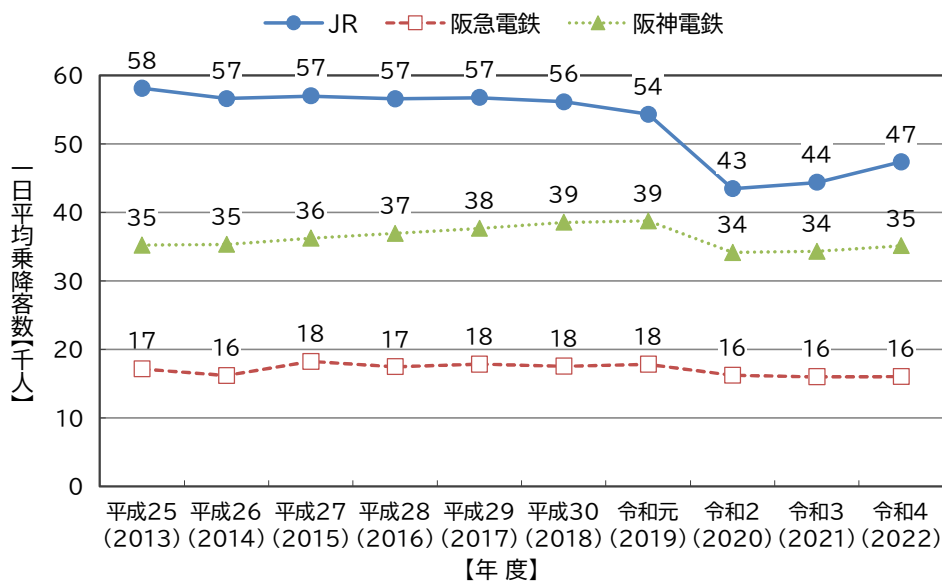
●このことは、住宅都市の性格を持つ本市の特徴といえます。



自動車登録台数の経年推移
(資料：兵庫県統計書 各年度末現在)

③鉄道利用状況

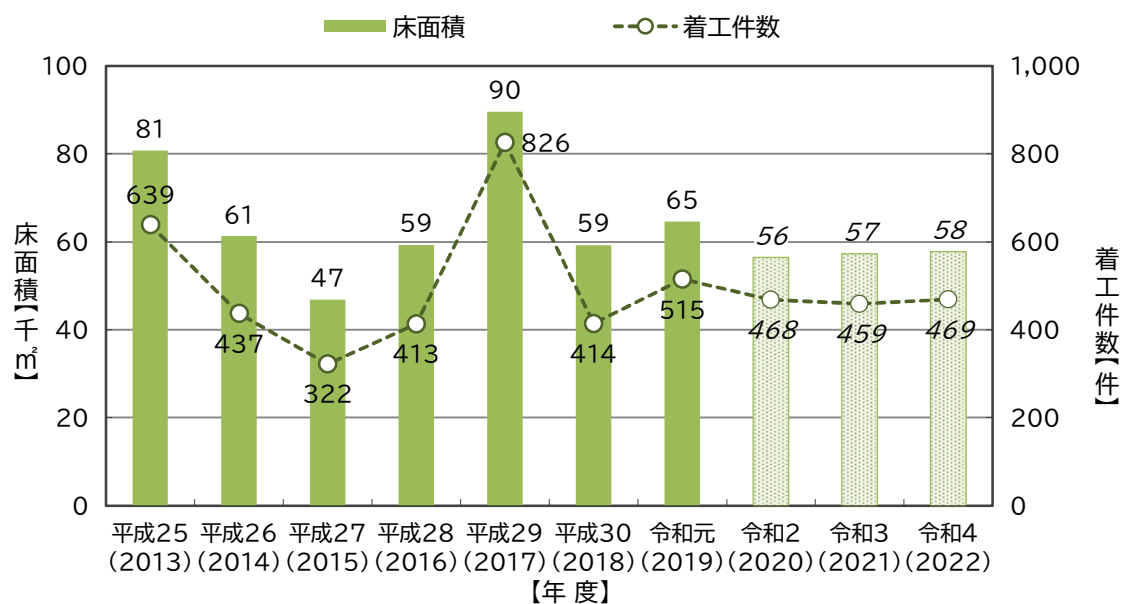
●鉄道3路線の一日平均乗降客数は合計11万人前後で推移してきましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた令和2（2020）年度以降は10万人を下回っています。



鉄道利用状況の経年推移
(資料：芦屋市統計書)

④住 宅

- 市内の年間新規住宅着工件数は概ね 500 件前後と見られ、1 件当たりの床面積は概ね 120～130 m²程度となっています。



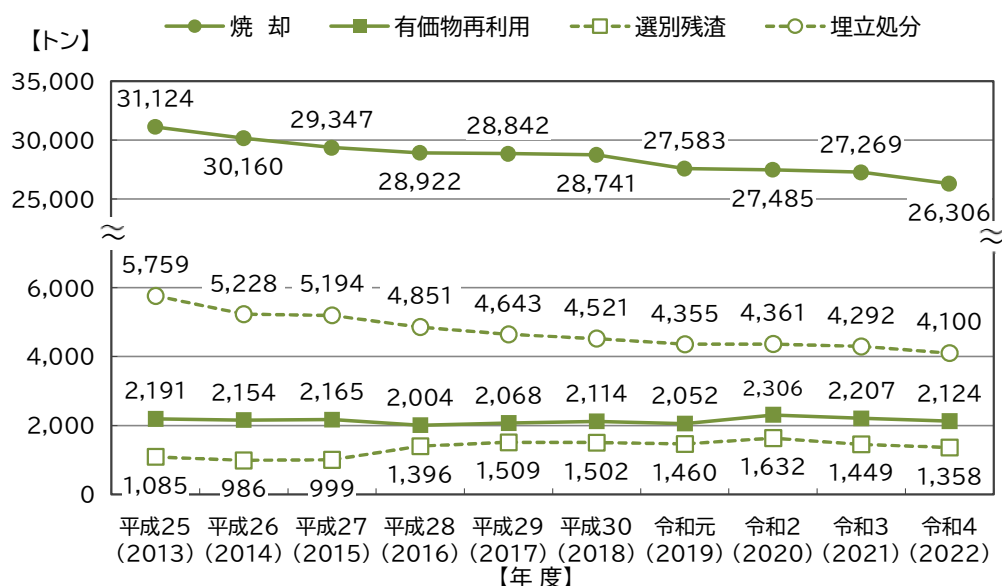
※令和2(2020)年度以降の値は、市町別集計結果が非公表のため、過去の実績値における県内シェアを基に県全体値を按分した推計値

新規住宅着工件数・床面積の推移
(資料：兵庫県統計書)



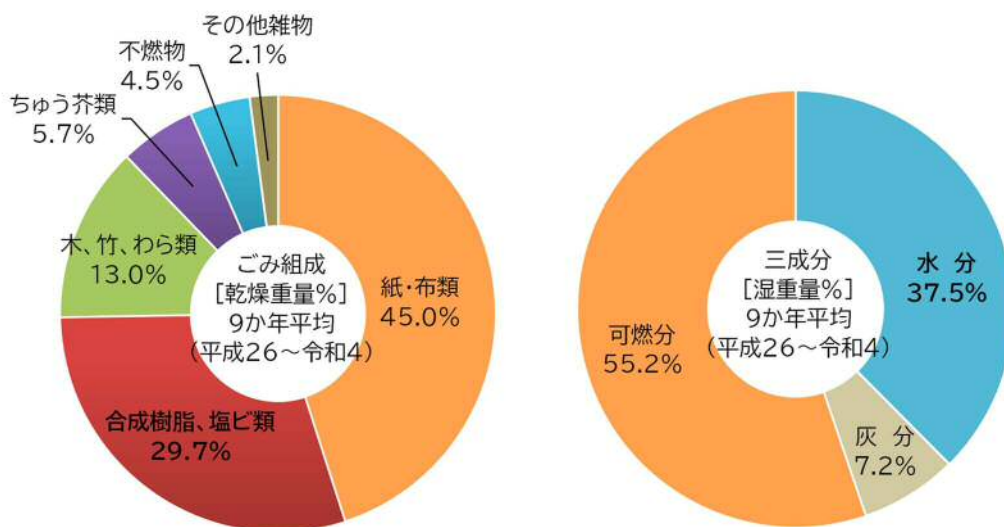
⑤ごみ処理

- 芦屋市環境処理センターにおいて、12 分別でごみを収集し、処理しています。
- 芦屋浜及び南芦屋浜の一部区域において、燃やすごみの一部を廃棄物運搬用パイプライン施設で収集・運搬しています。
- 全体の 9 割弱を占める燃やすごみ（焼却）は微減傾向で推移しており、それに伴って焼却残渣の埋立処分量も減少しています。
- 燃やすごみの成分は、水分が 37.5%、可燃分が 55.2%となっています。
- 水分を除いた乾燥重量の組成では、紙・布類が全体の 45.0%で最も多く、次いでプラスチック類が含まれる合成樹脂、塩ビ類（29.7%）が多くなっています。



ごみ処理量の経年推移

(資料：ごみ処理事業概要)

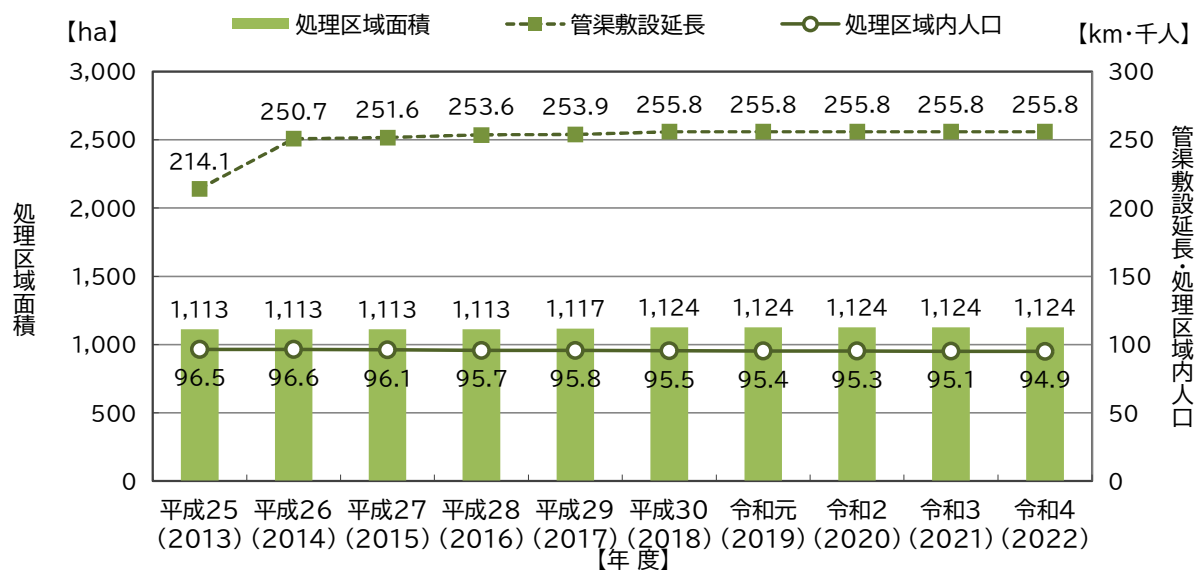


燃やすごみのごみ質

(資料：ごみ処理事業概要)

⑥下水処理

- 下水処理区は、キャナルパークを境にして北側と南側に分かれており、それぞれの処理区で発生した汚水は芦屋下水処理場、南芦屋浜下水処理場で処理しています。
- 令和4（2022）年度現在、処理区域面積は1,124ha（市域面積の約6割）、管渠敷設延長は255.8kmに及んでおり、本市の全人口をカバーしています。
- 排水方式は分流式ですが、芦屋処理区の一部は合流式となっています。



下水処理区域等の経年推移
(資料：芦屋市統計書)



市内の下水処理施設（左：芦屋下水処理場、右：南芦屋浜下水処理場）
(出典：芦屋市 Web サイト)

⑦公共施設

●主要な公共施設は下表のとおりです。

主要公共施設

区 分	施 設 名 称	区 分	施 設 名 称
庁舎等	本庁舎・分庁舎	中学校	山手中学校
	あしや市民活動センター		精道中学校
	公光分庁舎（南館）		潮見中学校
	ラポルテ本館（市民サービスコーナー）	幼稚園・保育所	岩園保育所
消防施設	消防本部消防庁舎		緑保育所
	奥池分遣所・東山出張所		精道こども園
	山手分団・岩園分団・打出分団・精道分団		西藏こども園
	高浜分署		岩園幼稚園
集会施設	奥池地区集会所		西山幼稚園
	朝日ヶ丘地区集会所		小槌幼稚園
	三条地区集会所		宮川幼稚園
	翠ヶ丘地区集会所		潮見幼稚園
	大原地区集会所	その他教育施設	打出教育文化センター
	前田地区集会所		保健福祉センター
	春日地区集会所	保健・福祉施設	上宮川文化センター
	茶屋地区集会所		三条デイサービスセンター
	打出地区集会所		養護老人ホーム和風園
	竹園地区集会所		みどり地域生活支援センター
	西藏地区集会所		すくすく学級
	浜風地区集会所	医療施設	芦屋病院
	潮見地区集会所		休日応急診療所
	潮芦屋交流センター	スポーツ施設	体育館・青少年センター
	公光分庁舎（南館、市民活動センター）		朝日ヶ丘公園水泳プール
文化施設	市民センター		海浜公園プール
図書館	図書館		芦屋公園庭球場（芦屋公園テニスコート）
博物館等	美術博物館	公園	芦屋中央公園野球場
	谷崎潤一郎記念館		総合公園
	富田碎花旧居	上下水道施設	奥山浄水場
小学校	朝日ヶ丘小学校		奥池浄水場
	山手小学校		芦屋下水処理場
	岩園小学校		南芦屋浜下水処理場
	打出浜小学校	ごみ処理施設	環境処理センター（収集業務管理棟・焼却場など）
	宮川小学校		あしや温泉
	精道小学校	その他	火葬場
	浜風小学校		霊園事務所
	潮見小学校		市営駐車場・駐輪場



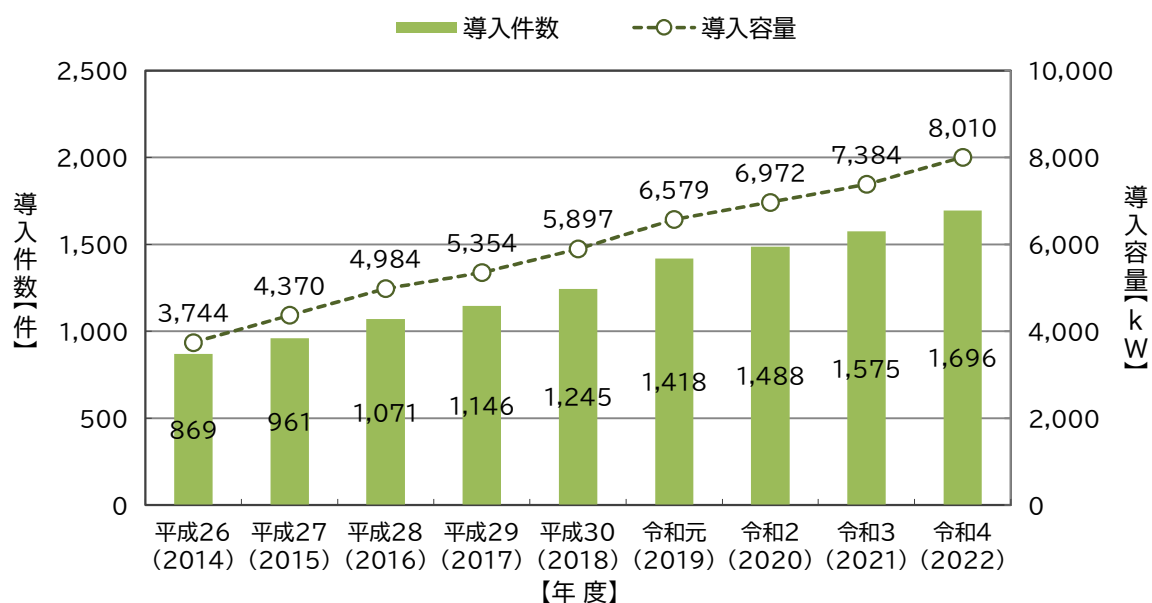
潮芦屋交流センター



芦屋市民センター

⑧再生可能エネルギーの導入状況

- 経済産業省の資料によれば、本市内で固定価格買取制度（移行認定分含む）を活用して導入された再生可能エネルギーは、太陽光発電のみとなっています。
- 令和4（2022）年度末時点で、太陽光発電の導入件数は1,696件（10kW未満：1,617件、10kW以上：79件）、導入容量は8,010kW（10kW未満：6,740kW、10kW以上：1,270kW）となっています。
- 導入件数、導入容量ともコンスタントに伸びており、平均すると年間で概ね100件、500kW増加し、8年前に比べておよそ2倍の導入量となっています。



市内における太陽光発電の導入実績の経年推移

（資料：再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 情報公表用ウェブサイト）



市花：コバノミツバツツジ



市木：クロマツ

3 市民意識の把握結果（環境に関するアンケート調査）

（1）調査の概要

- 調査は、「第4次芦屋市環境計画」の策定に向け、令和5（2023）年度に市民、児童・生徒の環境に関する意識等について把握することを目的として、次のとおり実施したものです。

アンケート調査の概要

区 分	調 査 対 象	有効回収数	有効回収率
市 民	住民基本台帳登録者の中から無作為抽出した18歳以上の住民2,000人	819件	41.0%
児童・生徒	公立小学校4年生（全25クラス）、公立中学校2年生（全15クラス）の1,254人	955件	76.2%

- 調査方法及び調査期間は次のとおりです。

調査方法・調査期間

区 分	調 査 方 法	調 査 期 間
市 民	郵送による配布、 郵送・Webによる回収	令和5（2023）年8月4日 ～令和5（2023）年8月31日
児童・生徒	直接配布、 直接・Webによる回収	令和5（2023）年9月11日 ～令和5（2023）年9月25日

(2) 芦屋市の環境に対する満足度

- 二者の傾向は概ね似通っており、満足度※が高い項目としては次の5つがあげられます。

- ・ 山の緑の豊かさ
- ・ 山や川、海辺など自然景観の良さ
- ・ まちの静かさ
- ・ まちの清潔さ
- ・ まちなみ（景観）の良さ

※「満足」＝2点、「やや満足」＝1点、「どちらともいえない」＝0点、「やや不満」＝－1点、「不満」＝－2点として、回答数を重み付けし、不明・無回答を除く件数で除した平均値でスコア化。満足度平均値が1以上を「高い」、0.5未満を「低い」と評価。

- 一方で満足度が低い項目として、次の6つがあげられます。

- ・ 海や川の水のきれいさ（透明度やごみの少なさ等）
- ・ 犬などのペットの糞の後始末マナーの良さ
- ・ 道路の整備・管理状況や交通の便利さ
- ・ 省エネ家電購入に対する補助のような、促進事業の取り組みやすさ
- ・ ごみの減量化やリサイクル活動への参加のしやすさ
- ・ 地球環境にやさしいライフスタイルについて学ぶ機会やイベントの回数

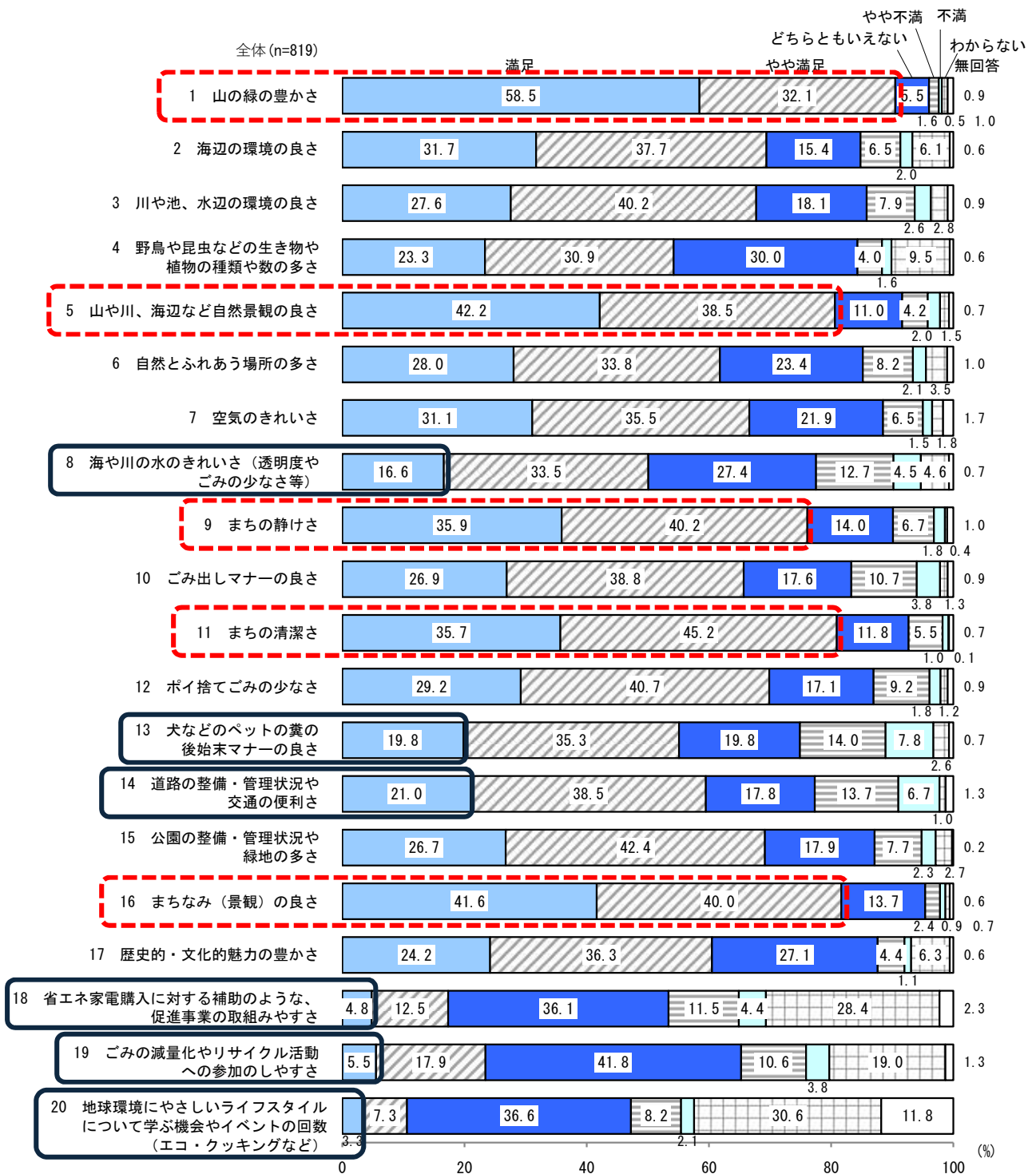
- 若年層と中高年層では環境の捉え方に若干差が見られ、豊かな自然の中で育った経験を持つ中高年層の生物多様性に対する関心は相対的にみて低く、

- ・ 野鳥や昆虫などの生き物や植物の種類や数の多さ
- ・ 山や川、海辺など自然景観の良さ
- ・ 自然とふれあう場所の多さ

などの項目で、実感としての満足度が低くなっています。

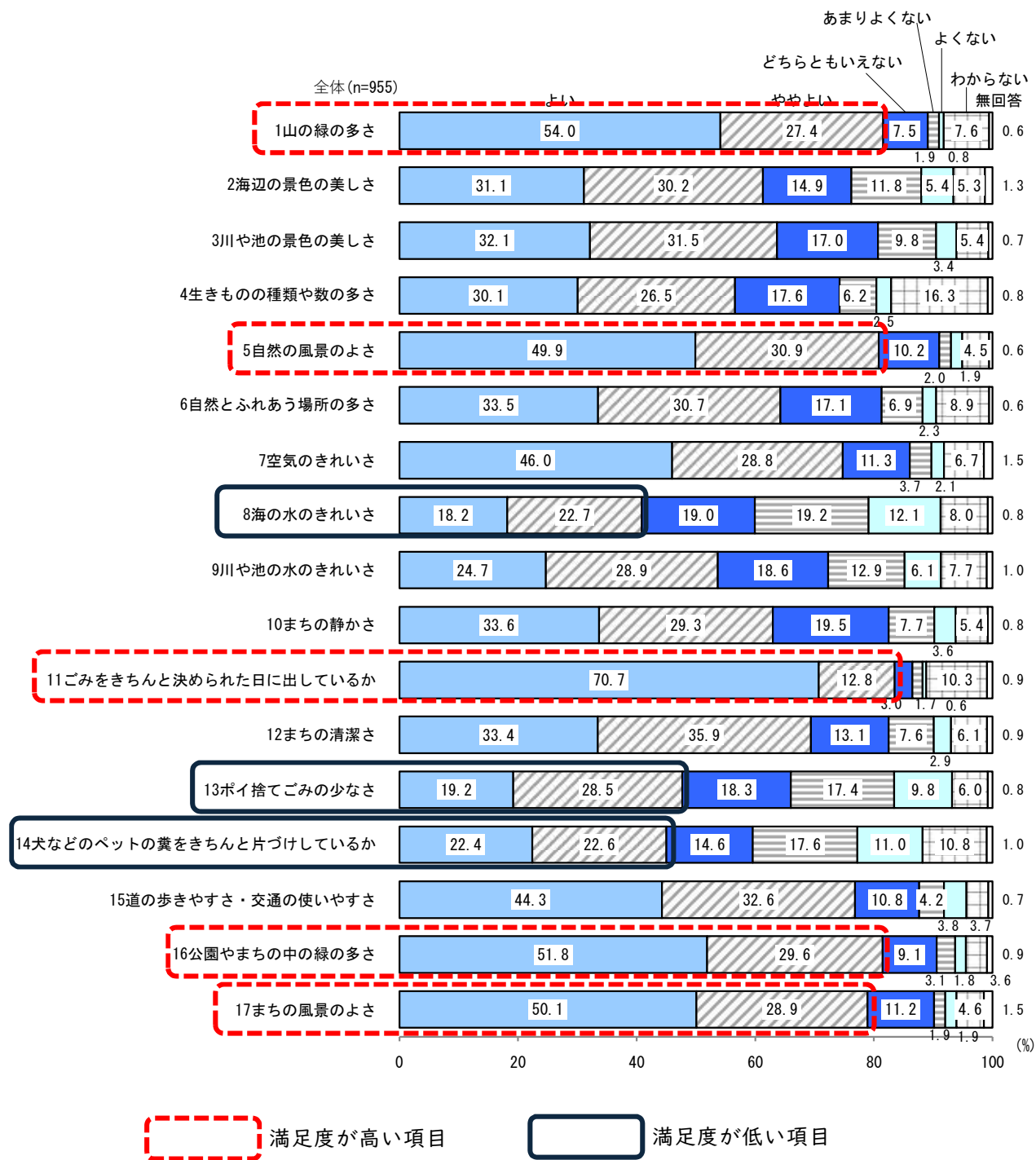
課 題

自然やまちなみなどは良好に保たれ、市民からは概ね満足を得られているといえる半面、海や河川の水質保全、ペットを飼う際のマナーの向上が求められています。また、温暖化対策やごみ減量の取組、自然とのふれあいなどについて、市民を巻き込む工夫が必要と考えられます。



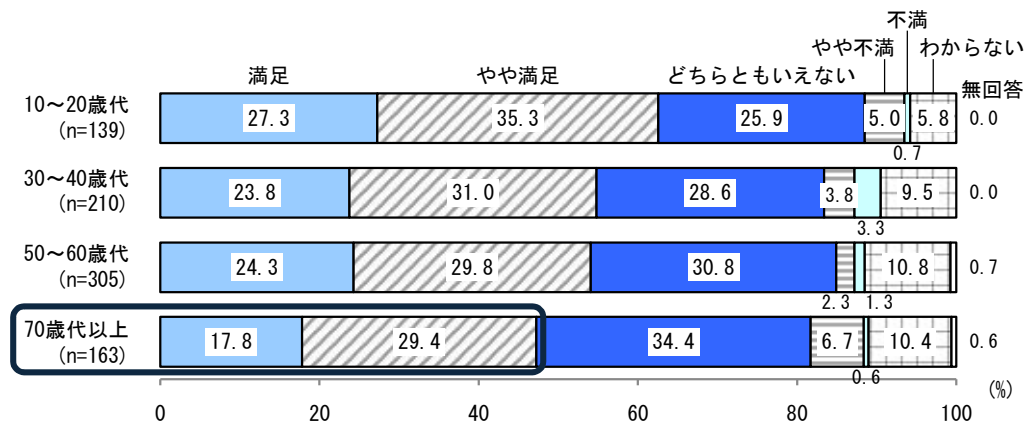
満足度が高い項目 満足度が低い項目

芦屋市の環境に関する満足度（市民）

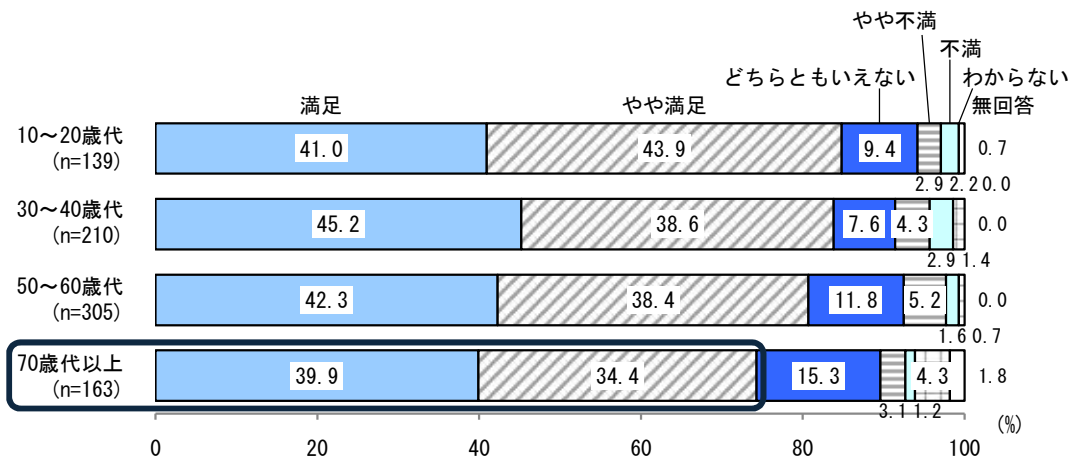


芦屋市の環境に関する満足度（児童・生徒）

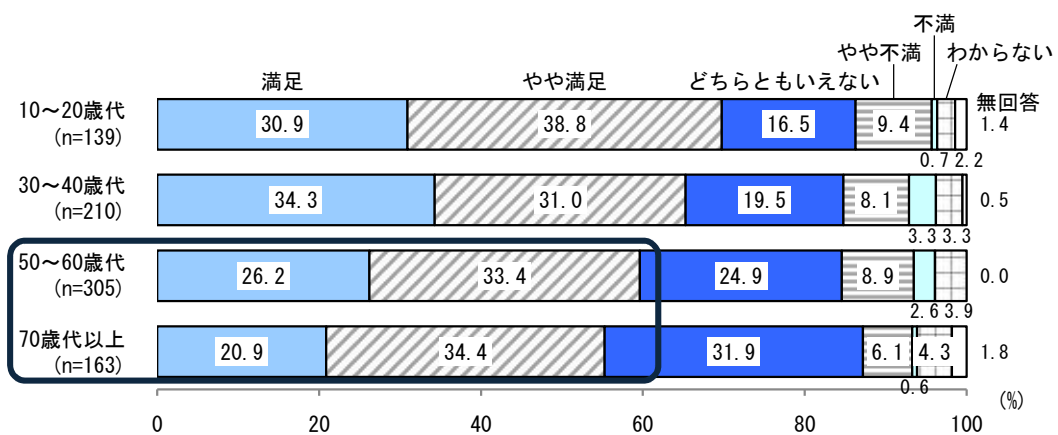
【野鳥や昆虫などの生き物や植物の種類や数の多さ】



【山や川、海辺など自然景観の良さ】



【自然とふれあう場所の多さ】



満足度が低い年齢層

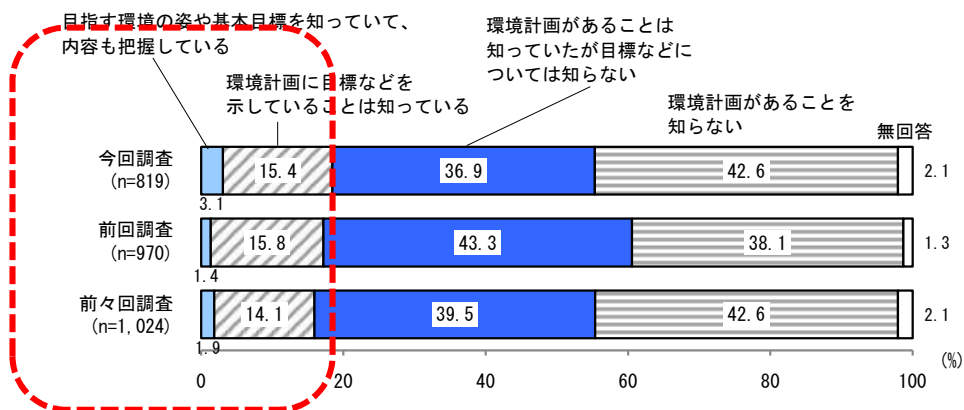
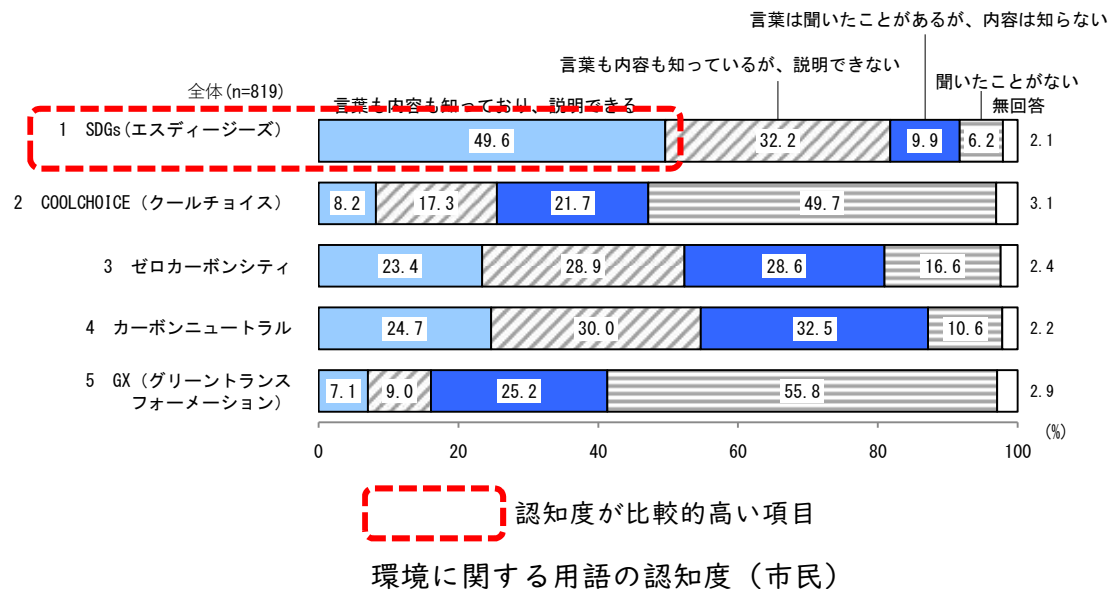
年齢層による自然環境に対する満足度の相違（市民）

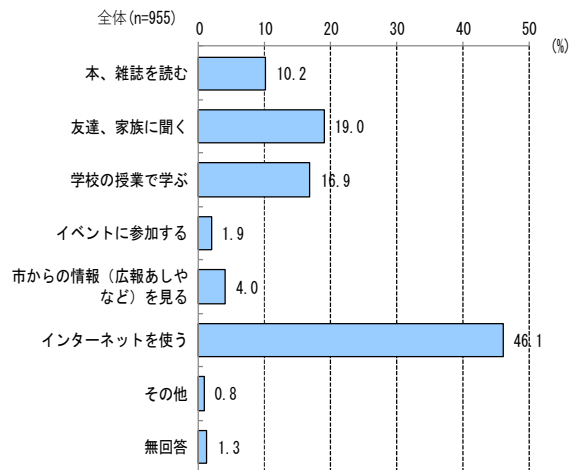
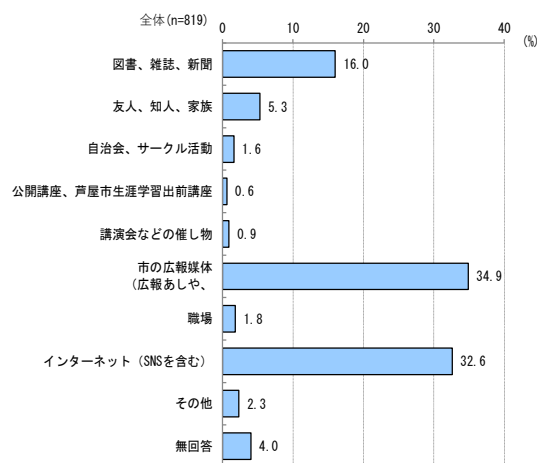
(3) 社会全体や市の取組

- SDGsに対しては比較的認知度は高いですが、ゼロカーボンシティやカーボンニュートラル、GX（グリーントランスフォーメーション）などの取組については、市民では中高年層ほど認知度が低いことがうかがえます。
- 本市の環境計画に対する認知度は、過去の調査から増加傾向となっている一方、若年層における認知度が低い傾向があります。
- 環境に関する情報等の入手元として、インターネットやSNSのほか、市の広報媒体や図書関係、友人知人からの入手が多くなっています。特に、児童・生徒は学校の授業で学ぶ機会が多くなっています。

課題

インターネットなどのオンライン上の情報コンテンツを活用して、環境情報はもとより社会全体や市の取組に関する情報を発信し、さらなる市民意識の啓発に努めていく必要があります。





環境に関する情報の入手先 (市民)・(児童・生徒)

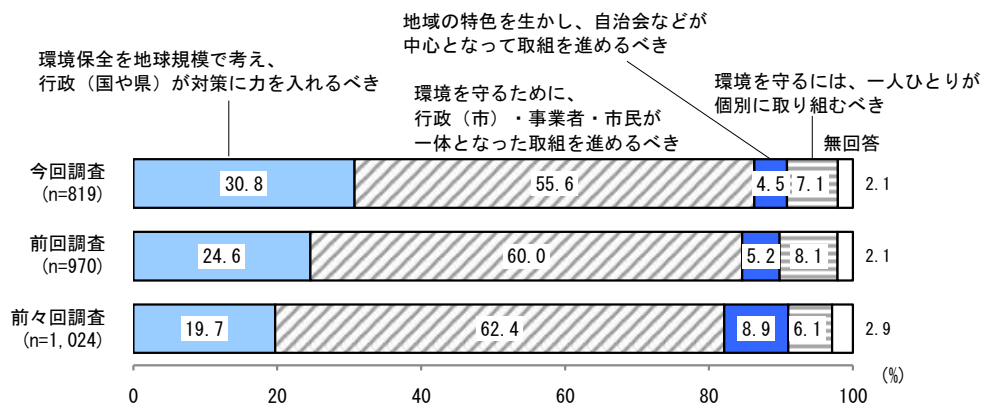
(4) 今後力を入れるべき取組

- 環境保全の取組主体として、国や県など、より大規模な行政機関が対策に力を入れるべきと考えている市民等の割合が増加しています。
- 力を入れるべき取組として、
 - ・自然環境：散策路などの整備による自然にふれあう機会の創出
 - ・まちなみ：駐輪やごみのポイ捨てについてのマナーの順守
 - ・生活環境：河川水質の定期的な調査による河川等の水質汚濁の防止
 - ・温暖化対策（緩和策）：温室効果ガスの吸収源となる森林・緑地の保全
 - ・同（適応策）：豪雨などの気象災害を防ぐためのインフラ整備や警戒避難体制の強化
 - ・循環型社会：資源循環に配慮した製品の製造・販売・購入の促進、ごみ減量、分別
 - ・環境教育：学校の授業等のカリキュラムにおける環境教育
 - ・地域活動：地域における美化活動や環境学習
 などが上位にあがっています。
- 再生可能エネルギーや省エネルギーを考慮した設備については、導入実績や導入予定の割合は低いものの、導入してみたいと前向きな意向の割合が3割近くありました。特に、高効率給湯器や住宅の断熱、ペアガラスなど、比較的成本負担が小さな設備の導入を考えている人が多いようです。

課 題

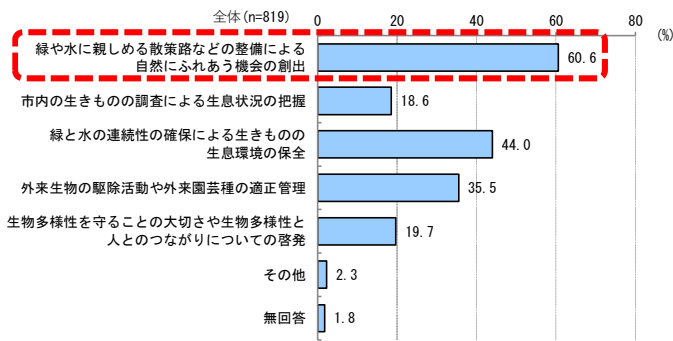
自然にふれあう散策路やインフラ整備については国や県などと協力して取組を進めていく一方で、国民運動である「デコ活」の普及啓発に努め、市民一人ひとりの参画の下で、マナーの啓発や3R推進、環境学習・地域の美化活動等に取り組んでいく必要があります。

また、コスト負担が大きな再エネ・省エネ設備等については、補助金制度の拡充や太陽光発電システムへの屋根貸しやPPAモデルの普及促進などを通じて、設置者のインセンティブを高めていくことが重要です。

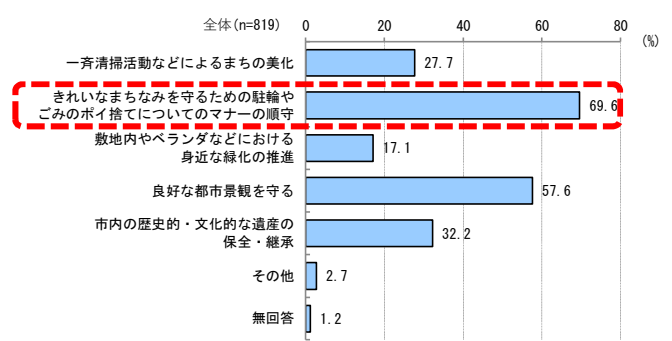


環境保全の取組主体《過去調査との比較》（市民）

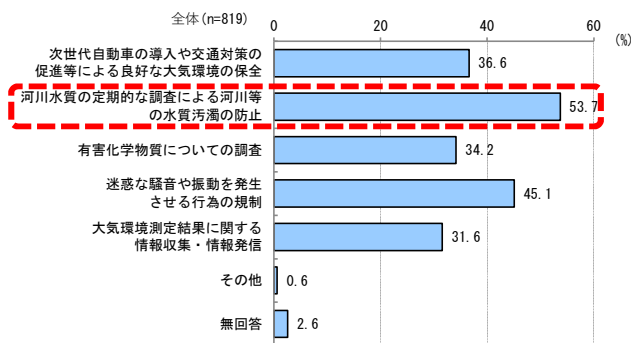
【自然環境の保全】



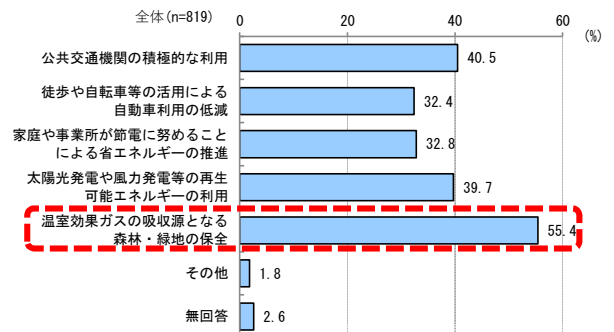
【まちなみの保全】



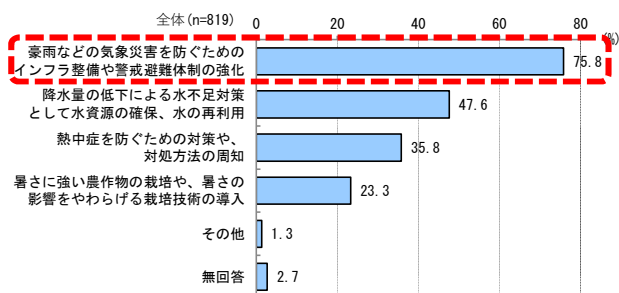
【生活環境の保全】



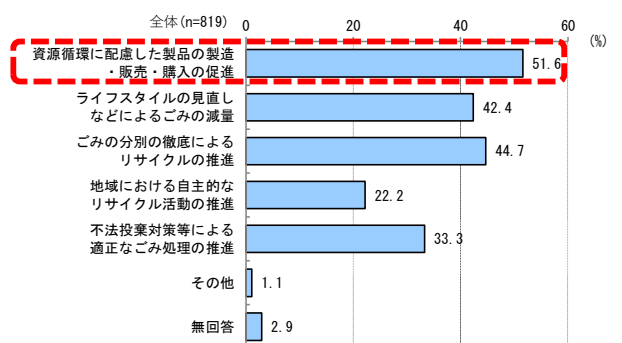
【温暖化対策（緩和策）】



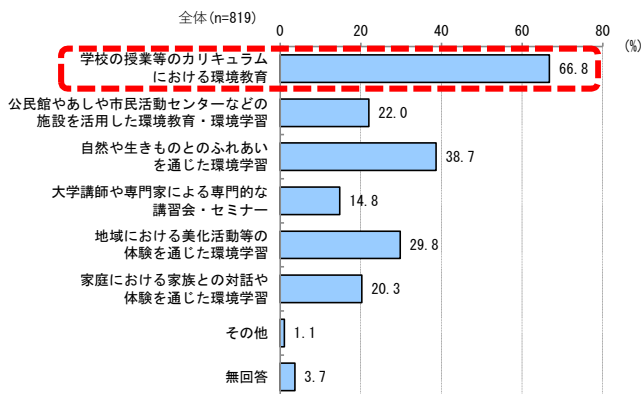
【温暖化対策（適応策）】



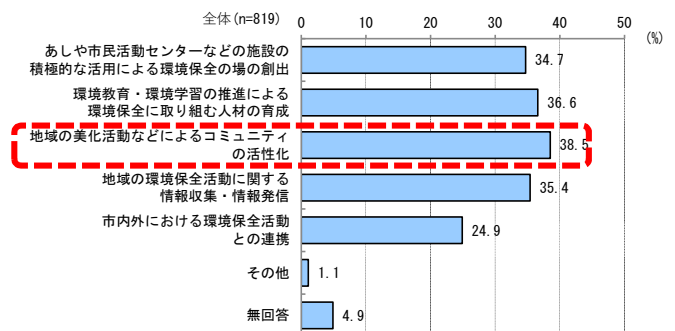
【循環型社会の形成】



【環境教育の推進】

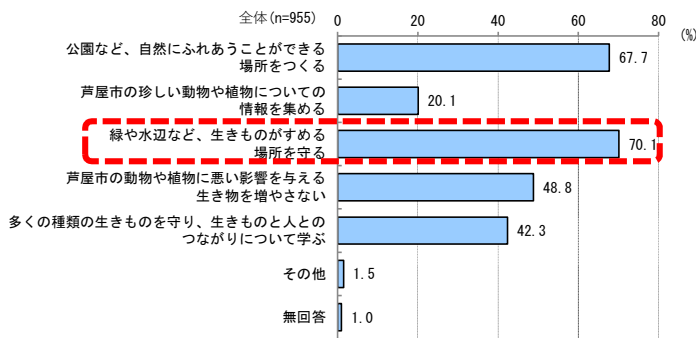


【地域活動の推進】

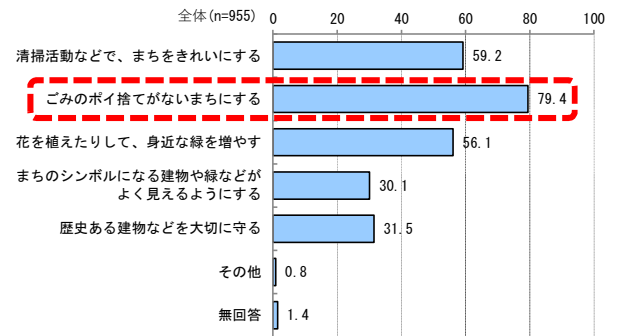


力を入れるべき取組（市民）

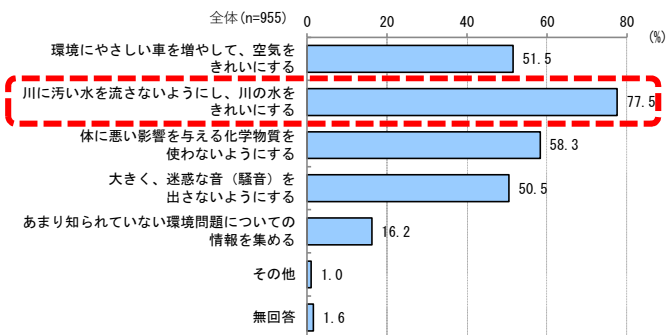
【自然環境を守ること】



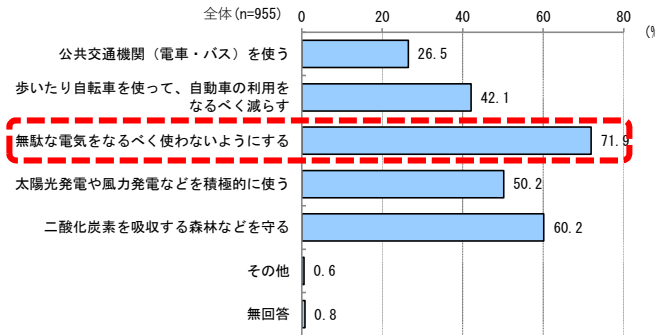
【まちの風景を守ること】



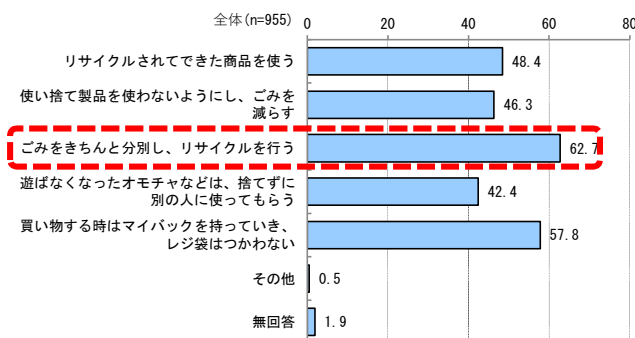
【身近な環境を守ること】



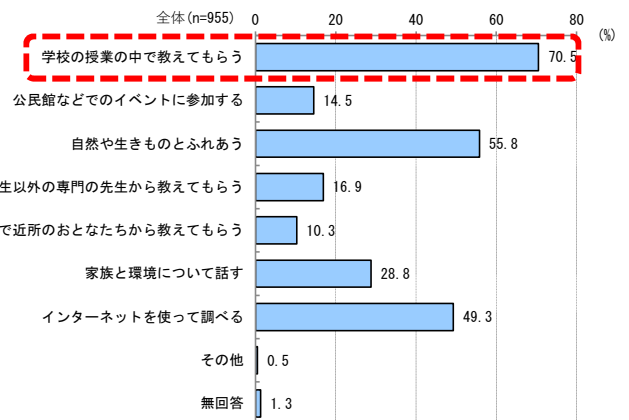
【地球全体の環境を守ること】



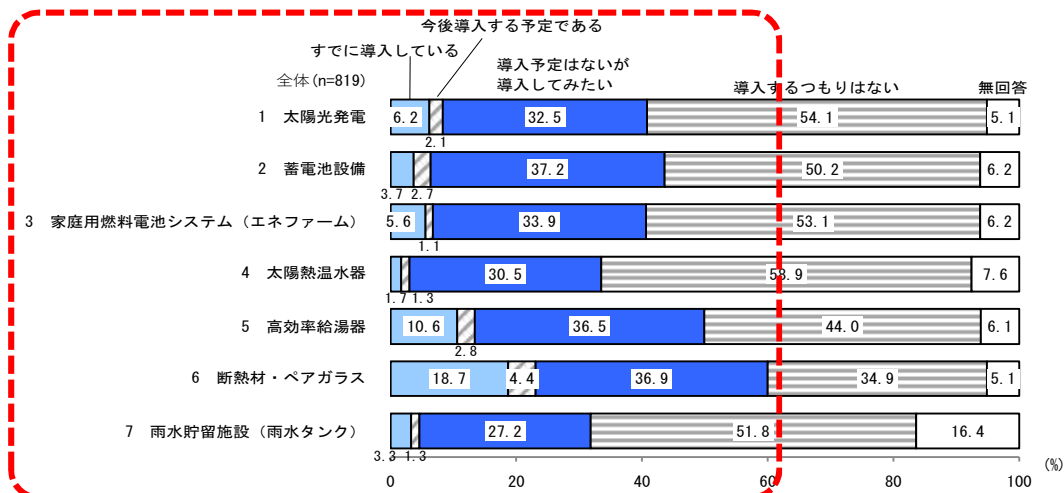
【資源を大切に使う社会】



【環境について学ぶこと】



環境について特に大切だと思うこと（児童・生徒）



再生可能エネルギーや省エネルギー設備の導入について（市民）

4 環境を取り巻く現状と課題

(1) 自然共生

①現 状

- 令和4(2022)年12月、生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)が開催され、新たな世界共通の目標として「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されました。
- その主要目的の一つに「30 by 30」があり、2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全することが目指されています。
- 国は、自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め、反転させる「2030年ネイチャーポジティブ」を掲げるとともに、令和5(2023)年3月には「生物多様性国家戦略 2023-2030」を閣議決定し、国民と実行していく行動計画を具体的に示しています。



生物多様性国家戦略 2023-2030 の概要
(出典：環境省ホームページ)

②芦屋市の取組

- 湿地などの自然観察の場の維持管理に努め、市民が自然とふれあう環境を提供しています。
- 生きものの生息環境を知り、守る取組の一環として、市民団体が主催する「芦屋川のゲンジボタル観察会」を共催しています。



保護用木杭を修繕した「イモリ谷湿地」



ゲンジボタル観察会が実施される芦屋川
(開森橋付近)

- 補助教材として芦屋の自然を題材としたガイドブックやポスターなどを作成し、市内の幼稚園・保育所・小学校・中学校・図書館に配布し、環境学習を推進しています。
- 環境作文・ポスターコンクール募集と受賞作品の展示等を通じて、地域の自然に対する市民の関心の向上に努めています。



「芦屋で会える鳥」



「芦屋市の身近な植物の観察ガイドブック」

- 芦屋市民センターにおいて、例年、夏と冬に「星空観察会」を開催しています。また、「光害」についての啓発もあわせて行っています。



令和5（2023）年度の星空観察会の様子

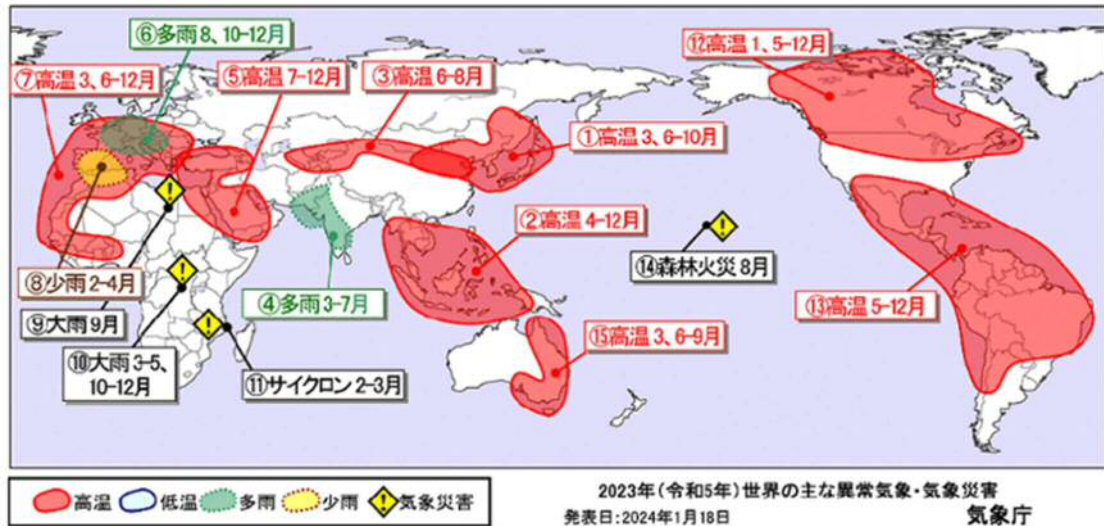
③課 題

- 自然環境に対する住民の関心を高め、地域における環境学習を促進していく必要があります。
- 山、川、海をはじめ、湿地や星空など、美しい芦屋の自然を守り育て、今後もそれらとのふれあいを推進していく必要があります。

(2) 脱炭素

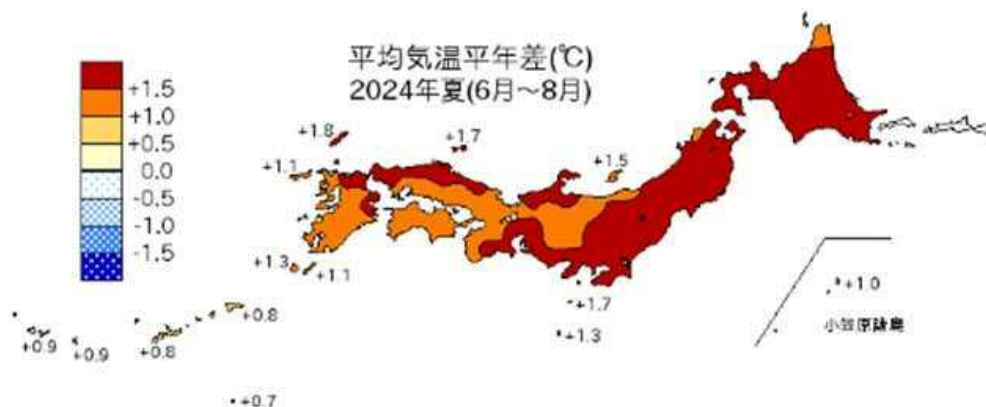
① 現 状

- 近年、気候変動の影響と考えられる気象災害が世界各地で頻繁に発生するなど、地球温暖化問題が益々深刻化しています。



令和5年 世界の主な異常気象・気象災害
(出典:「世界の年ごとの異常気象－2023年」気象庁)

- 世界中で夏が暑く、長くなる中、令和6(2024)年夏の平均気温平年差は、東日本で+1.7℃、西日本で+1.4℃、沖縄・奄美で+0.9℃となり、統計開始以降、西日本と沖縄・奄美で1位、東日本で1位タイの高温となりました。

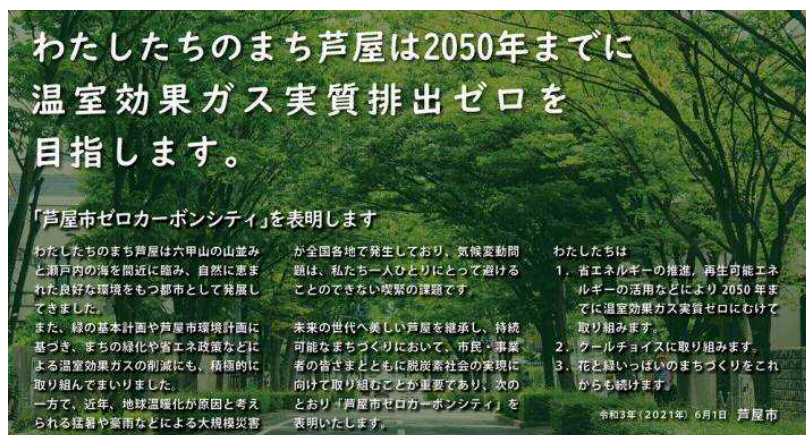


日本の平均気温平年差(令和6〔2024〕年6月～同8月)
(出典:気象庁ホームページ)

- 平均気温の上昇を産業革命前と比べて1.5℃以内に抑える「1.5℃目標」への対応が、国際的にも喫緊の重要課題として認識されつつあります。

②芦屋市の取組

- 令和3(2021)年6月、2050年温室効果ガス実質排出ゼロを目指し、「芦屋市ゼロカーボンシティ」を表明し、令和5(2023)年1月には「芦屋市地域脱炭素ロードマップ」を策定しました。



- 現在、第5次芦屋市環境保全率先行計画を運用し、事業者として温室効果ガス排出の削減を率先して取り組んでいます。また、公共施設への再エネ設備の導入や、照明器具のLED化や省エネ設備の導入等に取り組んでいます。



芦屋霊園事務所へ太陽光発電設備の導入



精道中学校改築に伴う照明のLED化

- 市内の温室効果ガスの排出量を削減し、再生可能エネルギーの導入を増やすことを目的とした「芦屋市地域脱炭素実現に向けた「市民・事業者参加型」省エネ・再エネ設備導入促進事業」に取り組んでいます。また、「芦屋市省エネ家電製品購入促進事業」や「芦屋市省エネ設備導入のための大規模改修促進事業」の補助事業を通じて、市民及び市内の事業者における省エネ設備導入の促進を支援しています。

芦屋市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業
【対象設備】 「太陽光発電設備」、「蓄電池（家庭用・業務用）」、「車載型蓄電池（EVまたはPHEV）」、「充電設備」、「コージェネレーションシステム（エネファーム）」、「高効率空調器（事業者のみ対象）」、「高効率照明器具（事業者のみ対象）」、「高効率給湯器（事業者のみ対象）」

省エネ家電製品購入促進事業	省エネ設備導入のための大規模改修促進事業
【対象設備】 「エアコン」、「照明器具」、「テレビ」、「冷蔵庫」、「冷凍庫」	【対象設備】 「制御機能付きＬＥＤ照明器具」、「高効率空調」、「高性能ボイラ」、「業務用給湯器」、「業務用燃料電池」、「エネルギー管理（EMS）装置」

③課 題

- ゼロカーボンシティの実現に向け、市民・事業者の更なる意識啓発に取り組む必要があります。
- エネルギー使用量の削減に向けて、省エネ推進とともに再エネの導入に努める必要があります。

(3) 資源循環

①現 状

- 日本では、食べ残しなどによって年間 523 万トン（令和 3〔2021〕年度）もの「食品ロス」が発生しており、国は循環型社会形成やSDGsの観点から、令和 12(2030)年度までに食品ロス量を平成 12(2000)年度比で半減させる目標を設定して取組を進めています。
- 2050 年カーボンニュートラルや新たな海洋汚染など、プラスチック類をとりまく様々な環境問題を背景に、国内におけるプラスチック類の資源循環を加速するため、国は令和元（2019）年 5 月に 9 省庁が連携した「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。
- 令和 4(2022)年 4 月には、3R+Renewable の基本原則の下、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を施行し、プラスチック製品の設計から排出・回収・リサイクルに至るライフサイクル全般における資源循環の取組を促進しています。



②芦屋市の取組

- ごみアプリの活用を開始するなど、従来のごみハンドブックに加え、SNSや市ホームページ等を通じてごみ分別の周知啓発を図っています。
- 本市において排出される使用済みペットボトルを、安定的にペットボトルとしてリサイクルする「ボトル to ボトルリサイクル（水平リサイクル）」を実施しています。
- 小中学生を対象に、環境に関するポスターを募集し、ポスター展を実施しています。
- リユースフェスタのWeb開催や、フードロスの取組などを実施しています。



小中学生対象のポスター展



フードロスの取組
(フードドライブ)

③課 題

- 循環型社会の構築に向けて、プラスチックごみの分別など、市全体で取り組む必要があります。
- グリーン購入、リユース、リサイクル・アップサイクル、フードロス削減など資源の有効活用への取組を強化していく必要があります。

5 基本となる環境の姿

(1) 健康・快適

健康で快適な生活環境が守られ、みんなが住み続けたいまちであり続ける

【これまでの取組】

- 朝日ヶ丘小学校（県設置局）、潮見小学校、打出浜小学校で、大気環境をリアルタイムに測定・監視しています。
- 自動車排出ガスによる国道 43 号沿道の大気汚染状況を、打出局（県設置局）及び宮川小学校局で常時監視しています。
- 道路交通騒音の現状を把握するため、定期的な環境測定・調査を行い、その結果を公表しています。
- 生活排水などの排水を下水処理場で適切に処理し、公共水域の水質を守っています。
- 特定建設作業や特定施設で発生する騒音・振動が、規制基準を守られるように、届出書の受理・確認や、指導等を行っています。
- 国・県と連携し、特定外来生物による生活環境の被害を防ぐ取組を行っています。



一般大気環境の常時監視



環境測定車による測定の様子

(2) 景観・美化

緑ゆたかな美しい芦屋の景観を維持し、みんなが住み続けたいまちであり続ける

【これまでの取組】

- 芦屋市景観形成基本計画の「まもり・つくり・そだてる」という基本理念や都市景観条例、屋外広告物条例、緑化計画届出制度（県）等により、みどりゆたかな美しい芦屋の景観を目指しています。
- 「芦屋オープンガーデン」を毎年開催し、市内の個人・団体が育てた様々な美しい庭園を見て回る機会を提供しています。
- 「芦屋わがまちクリーン作戦（芦屋市環境衛生協会主催）」を通じて、多くの市民にポイ捨て禁止等を呼びかけています。



芦屋オープンガーデン受賞庭園



芦屋わがまちクリーン作戦の様子

6 市民・事業者・市（行政）の役割

本計画の3つの取組分野（「自然共生」、「脱炭素」、「資源循環」）において考えられる取組（例）をあげるとともに、取組の主体となる市民・事業者・市（行政）の役割を示します。

（1）自然共生

取組（例）	市民	事業者	市（行政）
山、川、海辺の多様な自然環境の保全と活用	・山、川、海辺の自然とふれあう機会の増加	・事業における環境保全の配慮	・法令等を活用した森林・河川・浜辺等の保全
山、川、海辺の水と緑が一体となった自然景観の保全	・野外清掃活動への参加・協力	・野外清掃活動への参加・協力	・河川・浜辺等の自然植生の維持管理
湿地や河川の動植物の生息・生育環境の保全	・レクリエーション等における自然環境への配慮	・事業における環境保全の配慮	・地域に生息する生きものに関する情報の提供
海辺の多様な生態系の保全	・多様な生態系への理解の促進	・事業所排水の浄化	・海辺の生態系に係る環境学習の実施
自然観察会などを通じた自然とのふれあいの推進	・環境学習の開催や参加数の増加	・地域の環境学習を開催する活動の支援	・地域の環境学習を開催する活動の支援

自然が提供する様々な生態系サービスは、これまで長年にわたって私たちの社会全体を支えてきましたが、生物多様性の損失によって過去50年間で劣化が進んでいます。そのため、こうした生物多様性の損失を止めて、回復軌道に乗せる（ネイチャーポジティブ）行動が急務となっています。国際的な取組はすでに始まっており、「2030年までに海と陸の30%以上を保全する」**30by30**目標の達成とともに、その取組を通じて自然を活用した様々な地域課題の解決が目指されています。



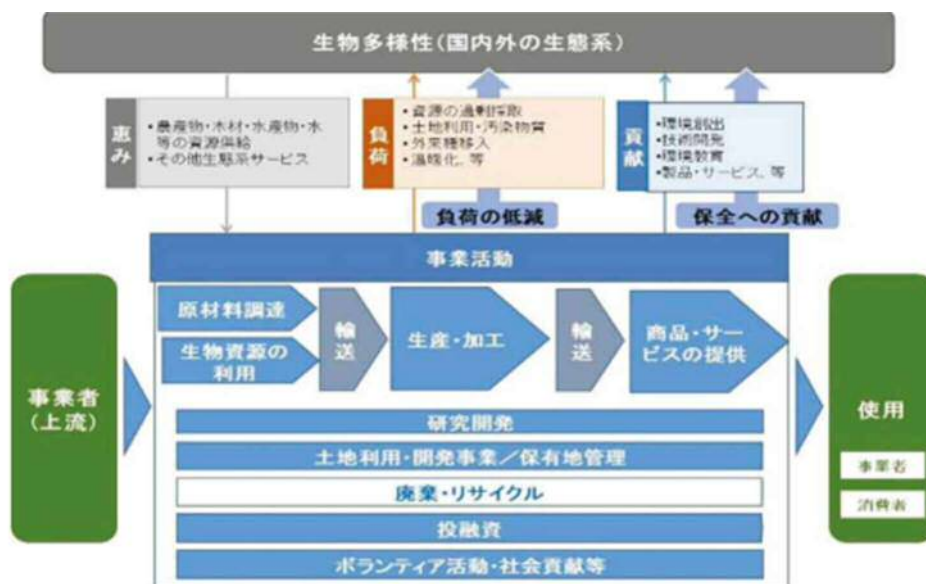
30by30実現後の地域イメージ
(出典：生物多様性国家戦略 2023-2030)

事業者求められるネイチャーポジティブ経営

事業活動における土地の改変や自然環境の利用などの行為は、生物多様性に大きな影響を与えることがあり、経済・社会・環境の基盤を成す自然資本の劣化を招くおそれがあります。影響の度合いは、事業活動を行う場所の特性や提供する製品・サービスによって異なりますが、事業者にとってはビジネス上のリスクとなります。このため、事業者には、ネイチャーポジティブ経営へのシフトを通じて、自然資本への負荷の回避・低減・最小化に努めることが求められています。

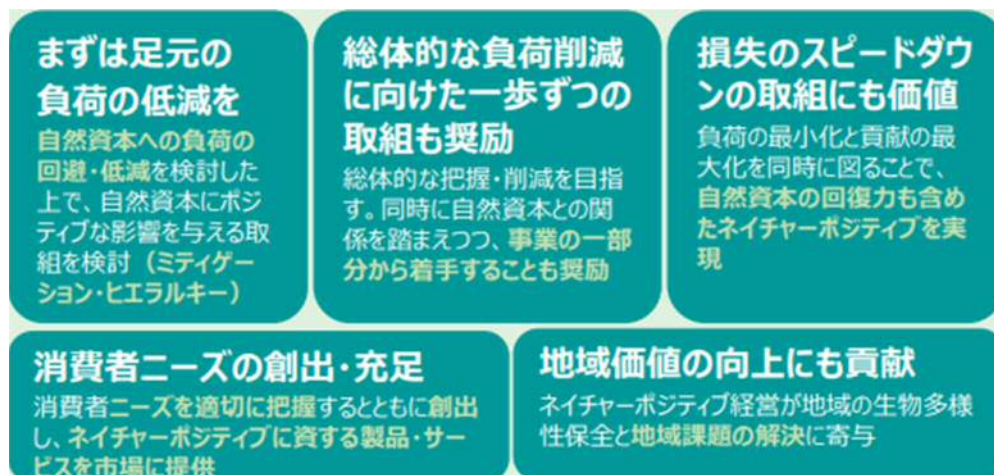
一方で、事業者の有する技術や生み出す製品・サービス等が、生物多様性の保全に貢献する場合も考えられます。ネイチャーポジティブ経営を志向することは、事業者にとって新たなビジネスチャンスを生み出す可能性があります。

住宅都市の性格が強い本市では、生物多様性保全に向けた取組を、事業者と行政が、共に「学びと共創」において先導的な役割を担うことが期待されます。



事業活動と生物多様性の関わり

(出典：生物多様性民間参画ガイドライン〔第3版〕)



ネイチャーポジティブ経営への移行に当たって企業が押えるべき要素

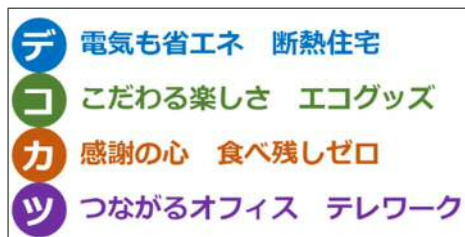
(出典：ネイチャーポジティブ経済移行戦略)

(2) 脱炭素

取組（例）	市 民	事業者	市（行政）
デコ活の普及啓発	・環境に配慮したライフスタイルの実践	・環境に配慮した事業活動の実践	・デコ活に係る情報提供、意識啓発の推進
省エネ設備や再エネ設備の導入促進	・省エネ設備、再エネ設備の積極的な導入	・省エネ設備、再エネ設備の積極的な導入 ・省エネ・再エネ利用製品の販売	・省エネ設備、再エネ設備の導入に向けた支援 ・公共施設への省エネ・再エネ設備の導入推進 ・街路灯のLED化
エコドライブの普及促進	・エコドライブの励行	・エコドライブの励行	・エコドライブの普及啓発（講習会の開催等）
燃えるごみに含まれるプラスチックごみの量を減らす	・プラスチックは、えらんで、減らして、リサイクル	・プラスチック製品の設計・排出抑制・自主回収・再資源化	・プラスチックごみ分別収集の実施、周知、啓発
食品ロスや生ごみ発生量の削減	・食べ残しの削減 ・エコクッキングの推進	・食品ロスの削減	・食品ロスや生ごみの削減に向けた啓発
森林の保全とまちなか緑化の推進	・森林保全活動への参加・協力 ・住宅敷地内の緑化	・森林保全活動への参加・協力 ・事業所敷地内の緑化	・公有林の保全・管理 ・公共施設の緑化推進

「デコ活」とは、「デ：電気も省エネ 断熱住宅（省エネ）」、「コ：こだわる楽しさ エコグッズ（グリーン購入）」、「カ：感謝の心 食べ残しゼロ（食品ロス削減）」、「ツ：つながるオフィス テレワーク（テレワーク）」という4つのキャッチフレーズの頭文字をとった新しい国民運動の通称です。

国はこの取組を通じて、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、脱炭素につながる新しい将来の豊かな暮らしの創造を目指しています。



「デコ活」の具体的な取組と期待される効果
（出典：環境省ホームページ）

(3) 資源循環

取組（例）	市 民	事業者	市（行政）
3 Rの推進	・ごみアプリ、家庭ごみハンドブックの活用等によるごみ分別、正しい出し方の徹底	・梱包の簡素化、梱包材の再利用 ・事業系廃棄物の適正処理 ・リサイクル素材・製品の積極的な使用	・ごみの分別・正しい出し方の周知啓発 ・ごみアプリ、家庭ごみハンドブックの普及啓発 ・ごみ処理施設見学を通じた環境教育の推進
プラスチック資源循環に向けた取組の推進	・プラスチックは、えらんで、減らして、リサイクル	・プラスチック製品の設計・排出抑制・自主回収・再資源化	・プラスチックごみ分別収集の実施、周知、啓発
雨水の地下浸透等、健全な水循環の保全	・節水や雨水利用の推進	・節水や雨水利用の推進	・節水など水循環に係る取組の啓発
グリーン購入・グリーン調達の普及啓発	・エコマーク商品等の購入	・グリーン購入・グリーン調達の実施	・グリーン調達の推進
アップサイクルなど資源循環の仕組みの構築	・アップサイクル製品の購入や素材の提供	・アップサイクル製品の製造・取扱い	・アップサイクルの普及に向けた働きかけ
資源の有効利用の推進	・フリーマーケットやリサイクルショップの利用	・環境配慮製品等の積極的な取扱い	・フリーマーケット等の情報提供 ・下水処理水や下水汚泥の有効利用

本市は、持続可能な循環型・脱炭素社会の実現を目指して、関係企業との連携・協力の下、市内で排出される使用済みペットボトルを、再びペットボトルとして安定的にリサイクルする「ボトル to ボトル リサイクル(水平リサイクル)」に取り組んでいます。

本市では、取組を推進していくために、市民の方々にもボトル洗浄などの協力を仰いでいます。



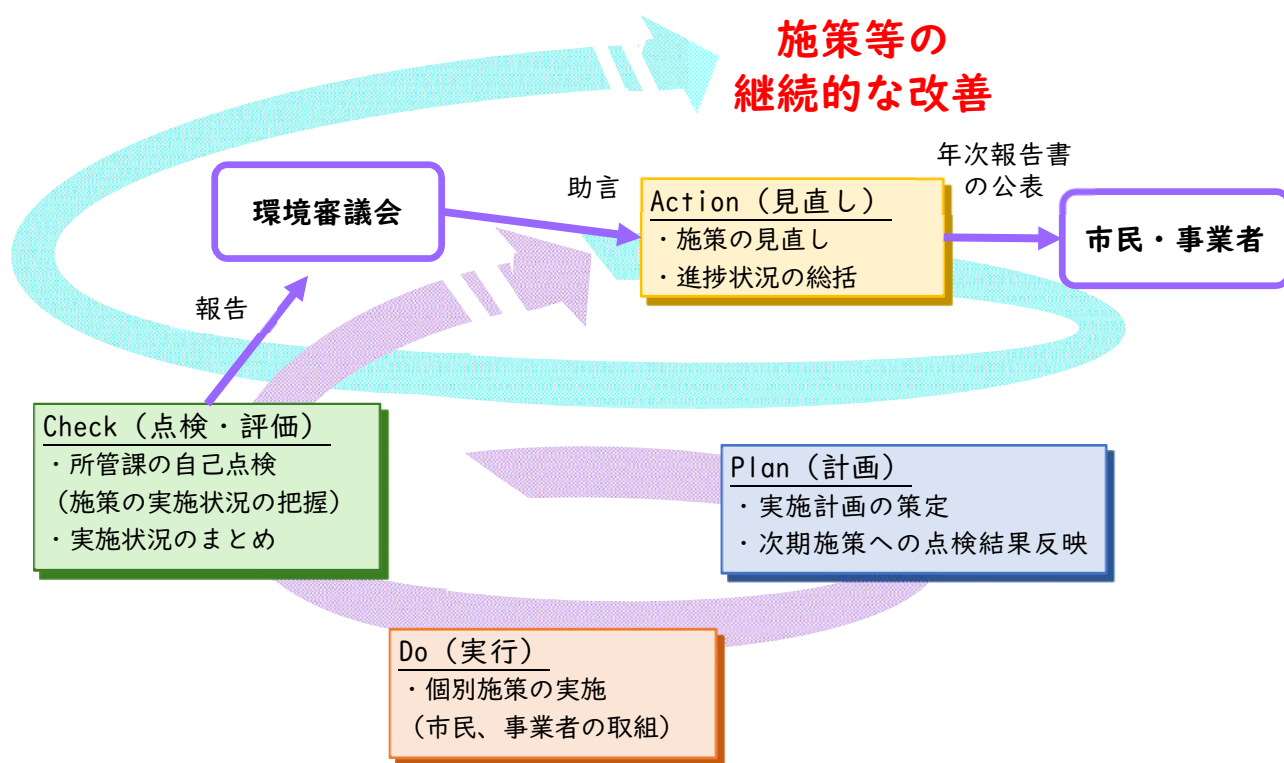
7 計画の推進

(1) 進行管理のサイクル

本計画の進行はPDCAサイクルにより管理します。

具体的には、『Plan（計画・目標・施策の設定）⇒Do（実施）⇒Check（点検）⇒Action（見直し）』を繰り返し行っていくことで施策等の継続的な改善を図り、「目指す環境の姿」を実現していきます。

また、このPDCAサイクルによる進行管理については、年次報告書の作成を通じて、広く市民に公表します。



PDCAサイクルによる進行管理

進行管理のサイクル

分類	項 目	時 期	内 容
P	実施計画の策定	前年度 10 月	本計画に基づき、各所管課において個別施策の実施計画をつくります。
D	個別施策の実施	当該年度 4 月～3 月	計画に基づいて個別施策を実施します。
C	各所管課の自己点検	翌年度 4 月～5 月	各所管課で個別施策の実施状況を把握し、その内容を本計画に照らして点検します
	実施状況のまとめ	翌年度 6 月～7 月	各所管課からの報告に基づき、個別施策の実施状況と点検結果をとりまとめます。
A	施策の見直し	翌年度 8 月	施策の実施状況を芦屋市環境計画推進本部及び幹事会に報告し、施策の見直しなどを検討します。
	進捗状況の総括	翌年度 10 月～11 月	施策の見直しを含めた実施状況について、芦屋市環境審議会への報告を経て総括し、年次報告書としてとりまとめます。
	公表	翌年度 12 月	年次報告書を市民・事業者へ公表します。
P	次期施策への反映	翌々年度 以降	施策を見直した結果は、各所管課と共有して次年度以降の施策実施に反映させます。

(2) 推進体制

① 芦屋市環境計画推進本部

芦屋市環境計画の総合的かつ効果的な推進を図るために設置し、計画に関する関係部局の総合調整や計画の推進に必要な事項に関する事務を所掌する組織です。

本計画の推進には、庁内各部署が一体となって取り組む必要があることから、「芦屋市環境計画推進本部」会議を開催して、庁内の連絡調整を図ります。「芦屋市環境計画推進本部」会議では、施策の実施状況について所管課から報告を受けて見直し等を検討し、諸施策を円滑に展開していきます。

② 芦屋市環境審議会

「環境基本法第 44 条」及び「緑ゆたかな美しいまちづくり条例第 52 条」の規定に基づき設置され、市域における環境の保全に関する基本的事項又は重要事項について調査審議する本市の諮問機関です。

「芦屋市環境審議会」は、施策の実施状況について報告を受けて、本計画の推進状況について専門的な見地から点検・総括を行います。

(3) 進捗状況の総括

本計画の実施状況について、社会状況の変化や各所管課が実施する個別施策の自己点検結果の内容（課題、改善策とその実施時期）を踏まえて総括します。

また、毎年 の点検・見直しに加え、中間年次にはアンケート調査等の実施を通じて、市民の意見なども適宜把握していきます。

8 用語解説

【あ行】

用 語	解 説
アップサイクル	高い技術力・デザイン力を用いて、廃棄物や使われなかった端材などから、元の製品同等かそれ以上の製品を生み出すこと。素材の形質は変えずに、そのまま活用することで、リサイクル過程におけるコストも抑えることができます。
温室効果ガス	地表からの輻射熱（赤外線）を吸収して、気温を一定に保つ働き（温室効果）がある大気を構成する気体。二酸化炭素（CO_2）、メタン（CH_4）、一酸化二窒素（N_2O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）、六フッ化硫黄（SF_6）、三フッ化窒素（NF_3）の7物質が温室効果ガスとして削減対象となっています。 略称はGHG（Green house Gas）。

【か行】

用 語	解 説
カーボンニュートラル	温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの人為的な排出量から、省エネや再エネによる削減量と植林、森林管理などによる吸収量を差し引いて、排出量の合計が実質的にゼロになることを意味します。
緩和策	地球温暖化対策の一つで、ミティゲーション（mitigation）とも呼ばれます。省エネなどの取組を通じて、その原因物質である温室効果ガスの排出量を削減したり、植林などによって温室効果ガスの吸収量を増加させたりする方策です。一方で、気候変動による悪影響を軽減する方策は、「適応策（adaptation）」と呼ばれています。
共創	市民・事業者や団体・行政など異なる複数の主体が、地域の課題等を解決するため、学びを通じて目標を共有し、力を合わせて役割分担しながら取り組み、まちの環境を創りあげていくこと。

【さ行】

用 語	解 説
再エネ（再生可能エネルギー）	石油や石炭、天然ガス等の有限な化石エネルギーに対して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出したエネルギーのこと。太陽光、太陽熱、風力、水力、バイオマス（持続可能な範囲で利用する場合）、地熱、雪氷熱、潮波力等があります。
サーキュラーエコノミー	経済活動において、物やサービスを生み出す段階から、リサイクル・再利用を前提に設計するとともに、できる限り新たな資源の投入量や消費量を抑えることで、資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制等を目指す資源循環型の経済社会のこと。
資源循環	本市が目指す「まちの環境」の一つ。平成12（2000）年に制定された「循環型社会形成推進基本法」では、循環型社会を「天然資源の消費量を減らして、環境負荷をできるだけ少なくした社会」と定義しており、ごみの発生を抑制し、出されたごみを資源として再利用することで、環境への負荷をできる限り低減することです。

【 さ 行 】(続き)

用 語	解 説
次世代自動車	ハイブリッド自動車（HV・PHV）、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、天然ガス自動車（CNG）の4種類を指します。二酸化炭素の排出などによる環境負荷を抑え、燃費性能に優れているなど、地球温暖化の防止に貢献する設計となっています。
自然共生	芦屋市が目指す「まちの環境」の一つ。地球上で人間が自然と共存する中で、自然の循環を健全に保つ一方で、自然の恩恵を享受し、その力を上手に利用していくことです。
食品ロス (フードロス)	本来食べることができるのに捨てられてしまう食品。売れ残った食品や食べきれなかった食品、期限切れの食品などのことです。
生物多様性	人間だけでなく、動物、植物、昆虫など様々な生き物がお互いにつながり合って生きること。「生態系の多様性」「生物種の多様性」「遺伝子の多様性」の3つの多様性から成り立っています。
生物多様性国家戦略	平成20(2008)年に制定された「生物多様性基本法」に基づいて、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関して国が定めたマスタープランです。
ゼロカーボンシティ	2050年に向けて、二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを表明した地方公共団体のこと。 ゼロカーボンシティ宣言は、地方公共団体が温室効果ガス排出量削減に向けて確固たる対策を約束する対外的な「決意表明」として位置付けられます。

【 た 行 】

用 語	解 説
脱炭素、脱炭素社会	脱炭素とは、地球温暖化の原因とされる代表的な温室効果ガスである二酸化炭素の排出量をゼロにしようという取組のことです。 二酸化炭素排出量が、実質ゼロとなった社会のことを「脱炭素社会」といいます。
地球温暖化	地球表面の大気や海面の平均温度が上昇する現象のこと。温度の上昇により生態系の変化や海面上昇など、将来の人類や環境へ悪影響が懸念されており、様々な対策が実行されています。
地球温暖化対策 実行計画 (地球温暖化対策地方 公共団体実行計画)	「地球温暖化対策計画」は、地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画で、最新の改定は令和3(2021)年。令和12(2030)年度の温室効果ガス排出量を46%削減(平成25[2013]年度比)し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくとともに、2050年カーボンニュートラルを目指しています。地方公共団体は、国の「地球温暖化対策計画」に即して、「地球温暖化対策実行計画(地方公共団体実行計画)」を策定します。計画には「事務事業編」と「区域施策編」があり、芦屋市は事務事業編として「芦屋市環境保全率先実行計画」を策定しています。
地域脱炭素 ロードマップ	地方公共団体の脱炭素戦略。令和12(2030)年までに集中して取り組む地域の成長戦略であり、地域課題を解決し、地域の魅力と質を向上させ、地方創生に貢献できるものとして位置付けられています。

デコ活	「デ：電気も省エネ 断熱住宅（省エネ）」、「コ：こだわる楽しさ エコグッズ（グリーン購入）」、「カ：感謝の心 食べ残しゼロ（食品ロス削減）」、「ツ：つながるオフィス テレワーク（テレワーク）」という4つのキャッチフレーズの頭文字をとった新しい国民運動の通称です。
-----	---

【 た 行 】(続き)

用 語	解 説
テレワーク	情報通信技術（ＩＣＴ）を活用し、本来勤務する場所から離れ、自宅などで仕事をするすることで、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方。「在宅勤務」「モバイルワーク」「サテライトオフィス勤務（施設利用型勤務）」の3つの形態の総称です。

【 な 行 】

用 語	解 説
ネイチャーポジティブ	「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の2050年ビジョン「自然と共生する世界」に向けて、2030年ミッションとして「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め、反転させるための緊急行動をとること。
ネイチャーポジティブ経営	事業者が、自社の事業活動について、自然環境にどれだけ依存し、それらにどのような影響を与えているかを分析し、自然の損失を止めて自然環境を回復させる方針を立てて経営に取り組むこと。

【 は 行 】

用 語	解 説
フードドライブ	余っている未使用の食品を集め、食を必要としている福祉施設等へ届ける活動をフードバンクといい、そのうち、企業等からの寄贈ではなく、家庭や職場などから個人的に持ち寄る活動を指します。
フードロス	☞「食品ロス」を参照。
ブルーシーフード	適切な管理漁業などによって漁獲量が保たれ、持続可能な資源として回復した水産物のこと。これらを優先的に消費することで、水産業全体を支援しながら水産資源の回復を促進することができます。
ペットボトル 水平リサイクル	「ボトル to ボトルリサイクル」のこと。地域社会と関係企業の連携・協力の下で、地域で排出される使用済みペットボトルを、再びペットボトルとして安定的にリサイクルする仕組み。

【 ら 行 】

用 語	解 説
緑化計画届出制度	兵庫県の「環境の保全と創造に関する条例」に基づく制度。市街化区域内において建築面積1,000平方メートル以上の建築物を新築、改築又は増築しようとする場合、建築物及びその敷地を一定の基準で緑化することが義務づけられているとともに、該当者は「建築物の緑化に関する計画」を作成して、建築確認申請前に市役所へ届け出ることが定められています。

【英数字】

用語	解説
C O P	締約国会議（Conference of the Parties）の略。環境問題に限らず多くの国際条約の中で、その加盟国が物事を決定するための最高決定機関として設置されている。最も頻繁に耳にするのは国連気候変動枠組条約のものです。生物多様性条約や砂漠化対処条約などにもC O Pがあります。
P D C A サイクル	Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の4つのプロセスを繰り返し、業務効率を改善する進行管理の手法。
S D G s	「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称。平成27（2015）年9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟193か国が、平成28（2016）年から令和12（2030）年の15年間で達成するために掲げた17の目標。
3 0 b y 3 0	2030年までのネイチャーポジティブ実現に向けた一つとして、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全する目標。
3 R	リデュース（Reduce）：廃棄物の発生抑制、リユース（Reuse）：再使用、リサイクル（Recycle）：再生利用の3つの取組の総称。